

第6回 ユニバーサルサービスワーキンググループ 参考資料

第2回から第5回会合 における事後質問等への回答

2024年4月23日
事務局

目次

第2回会合における事後質問等への回答

- ✓ NTTに対する会合中の質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ✓ NTTに対する事後質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第3回会合における事後質問等への回答

- ✓ KDDIに対する会合中の質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- ✓ KDDIに対する事後質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- ✓ ソフトバンクに対する会合中の質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- ✓ ソフトバンクに対する事後質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- ✓ 楽天モバイルに対する会合中の質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- ✓ 楽天モバイルに対する事後質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- ✓ NTTに対する会合中の質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- ✓ NTTに対する事後質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

第4回会合における事後質問等への回答

- ✓ オプテージに対する会合中の質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- ✓ STNetに対する会合中の質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
- ✓ 日本ケーブルテレビ連盟に対する会合中の質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
- ✓ NTTに対する会合中の質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
- ✓ KDDIに対する事後質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
- ✓ ソフトバンクに対する事後質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
- ✓ 楽天モバイルに対する事後質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99

第5回会合における事後質問等への回答

- ✓ JAIPAに対する会合中の質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
- ✓ テレコムサービス協会に対する会合中の質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
- ✓ NTTに対する会合中の質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
- ✓ KDDIに対する会合中の質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114
- ✓ ソフトバンクに対する会合中の質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117
- ✓ 楽天モバイルに対する会合中の質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
- ✓ 林構成員に対する会合中の質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123
- ✓ 林構成員に対する事後質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125

第2回会合における事後質問等 への回答

第2回会合における事後質問等への回答

NTTへの質問に対する回答

会合中の質問

ユニバーサルサービスに関する基本的考え方について

問1 競合MNO（KDDI・ソフトバンク・楽天モバイル）は特殊会社ではないにもかかわらず、退出規制を課せられ、提供エリア内での拡大・提供義務を課せられることに反論することが予想される。また、品質保証義務を満たすための増強費用等も交付金対象として国民負担を課すのであれば、国民的コンセンサスをいかに得るのか。

- 固定電話のみを保有する世帯はわずか2%である一方、モバイルのみを保有する世帯は約40%にのぼることや、緊急通報（110番等）の中心はモバイルであり屋外からの発信（事故等）も多く存在すると想定されること等、利用者の利用実態と利便性を踏まえれば、固定電話だけでなく、モバイル（0A0番号）も国民に最低限保障すべきサービスとして位置づけ、国民共有の財産である電波を割り当てられているMNOには退出規制やラストリゾート責務を課すべきと考えます。
- また、ブロードバンドのユニバーサルサービスについて、ベストエフォート方式のモバイルにおいても電波品質が良好であれば、メールやチャット、動画視聴等の利用は十分に可能であり、経済効率的なユニバーサルサービス制度を確立すべきと考えます。
- なお、第2回ユニバーサルサービスワーキンググループでの当社の提案内容に加え、モバイルを軸としNTT東西がモバイルの未提供エリアにおいて最終保障提供責務を担う場合も含めて、コスト試算を行い、別途（第6回ユニバーサルサービスワーキンググループ）お示しする考えですが、モバイルをユニバーサルサービスの対象とすることで、国民の利便性向上だけでなく、国民負担の軽減にもつながると考えています。

ユニバーサルサービスに関する基本的考え方について

問2 モバイルは移動可能な全ての場所でユニバーサルサービスとして品質を維持するのか。仮に非居住地域まで対象とし、また、一定の品質保証まで課すとすると、国民負担が大きくなることを懸念する。

- 当社としては、モバイルを軸としたユニバーサルサービスに見直し、固定地点（屋内）だけでなく、全国の居住エリア（屋外）を含めて利用を保障すべきと考えています。一方で、非居住エリアまで含めてカバーすることは、費用対効果の観点等から慎重に検討すべきと考えます。
- 既にモバイルのカバーエリアであって、ビル影等により不感地となっているスポットについては、現にMNO各社はレピータ等の設置により対策を実施しているところであり、引き続き、そうした対応を行っていくことでカバーされていくと考えています。そうした方策を尽くしてもなお、電波が届かないところについては、NTT東西が、固定回線を用いて対応していくことが考えられます。
- ブロードバンドのユニバーサルサービスについて、ベストエフォート方式のモバイルにおいても電波品質が良好であれば、メールやチャット、動画視聴等の利用は十分に可能であり、MNOが責務を担うことで、経済効率的なユニバーサルサービス制度を確立すべきと考えます。
- なお、第2回ユニバーサルサービスワーキンググループでの当社の提案内容に加え、モバイルを軸としNTT東西がモバイルの未提供エリアにおいて最終保障提供責務を担う場合も含めて、コスト試算を行い、別途（第6回ユニバーサルサービスワーキンググループ）お示しする考えですが、モバイルをユニバーサルサービスの対象とすることで、国民の利便性向上だけでなく、国民負担の軽減にもつながると考えています。

ユニバーサルサービスに関する基本的考え方について

問3 提供済みエリアでの退出規制とあるが、提供済みエリアでも、今後、技術を含め、サービスの提供形態は変わってくる。どのように切れ目なくサービスを継続できるか考えると、退出規制の規律の与え方についてはもっと検討しないといけない。もう少しニュアンスについて伺いたい。

- ユニバーサルサービスの対象サービスは、利用者の利用動向の変化や技術革新等に応じて、見直しを検討していくものと考えます。
- 対象サービスの見直しを行う際、ご指摘のようにシームレスにユニバーサルサービスを提供し続ける必要があると考えており、対象サービスの変更においては、従来のサービスと新しいサービスを一定期間併存させ、十分な移行期間を設ける担保措置が必要と考えます。
- なお、メタル設備も同様に、2035年頃までに段階的に縮小しつつ、順次切り替えを行い、ワイヤレス固定電話・光回線電話に加え、MNOの提供するワイヤレス固定方式（0ABJ番号）・モバイル（0A0番号）等へ円滑に移行していく必要があると考えています。

問4 資料18頁の2ポツで、需要が見込めなくなったエリアというのは、人口0人を意味するのか、あるいは一定の需要者数を下回ったらという意味なのか。一定の需要者数を下回ったらという意味だとしたら、ラインの引き方を熟慮する必要がある。

- 当社主張の「人口減少等により、需要が見込めなくなったエリアについては、退出規制や最終保障の義務を解除する仕組みの検討が必要」については、一定の需要者数で基準を設けるということではなく、居住者がおらず、需要が見込めない場合において、退出規制や最終保障の義務を解除する仕組みの検討が必要と考えています。

問5 電話やメッセージサービス、ブロードバンドについて、赤字分を交付金で全額補填（国民負担）という前提を主張されているが、その場合には、最終的に転嫁される可能性がある国民が負担しうることが担保されなければならない。どの程度までなら国民に負担させられると考えているか。

- 第2回ユニバーサルサービスワーキンググループでの当社の提案内容に加え、モバイルを軸としNTT東西がモバイルの未提供エリアにおいて最終保障提供責務を担う場合も含めて、コスト試算を行い、別途（第6回ユニバーサルサービスワーキンググループ）お示しする考えですが、モバイルをユニバーサルサービスの対象とすることで、国民の利便性向上だけでなく、国民負担の軽減にもつながると考えています。

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問6 資料4頁、MNOの箇所（電話＋メッセージ）とあるが、MNOはメッセージサービスではなく、その基盤となるインターネットアクセスを提供しているだけ。「電話＋メッセージサービス」をユニバーサルサービスの対象にすべきというのは、モバイルの電話とインターネットアクセスをユニバーサルサービスの対象とすべきという意味か、あるいは、LINEなどのサービスに退出規制のようなものを課すべきという意味か。

- モバイルの契約者数は2億契約を超え、さらには電話だけでなく「LINE」や「+メッセージ」等のメッセージサービスがコミュニケーションとして非常に多く使われていることも踏まえ、利用者目線で今後のユニバーサルサービスがどうあるべきかを考えれば、モバイルを軸としたユニバーサルサービスに見直し、固定地点（屋内）だけでなく、全国の居住エリア（屋外）を含めて利用を保障し、電話に加えメッセージサービスも利用可能な環境を担保することが必要と考え、ご提案したものです。
- ただし、当社としては、モバイルをユニバーサルサービスの対象に追加することで、メッセージサービスを利用可能な環境が保障されることから、「LINE」や「+メッセージ」等のメッセージアプリを提供する事業者にユニバーサルサービス責務を課す必要はないと考えています。

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問7 資料4頁「電話+メッセージ」の枠内が、電話の提供済エリアと未提供エリアに分かれている。電話はあまねく提供をされており、未提供エリアはないはずだが、この書き分けはどういう趣旨か。今後、東西があまねく責務を負うということなのか、あるいは、モバイルの提供エリアについてはモバイルのみの提供とし、モバイル未提供エリアのみにおけるラストリゾート責務へと縮退することを想定しているのか。モバイル未提供エリアはモバイルの電波が届かないので、ワイヤレス固定電話の提供もできないという理解でよろしいか。

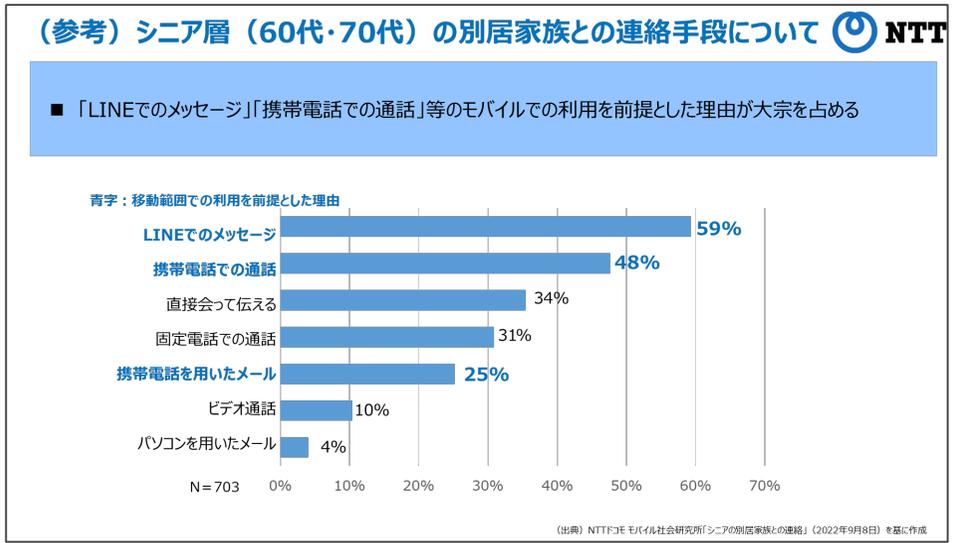
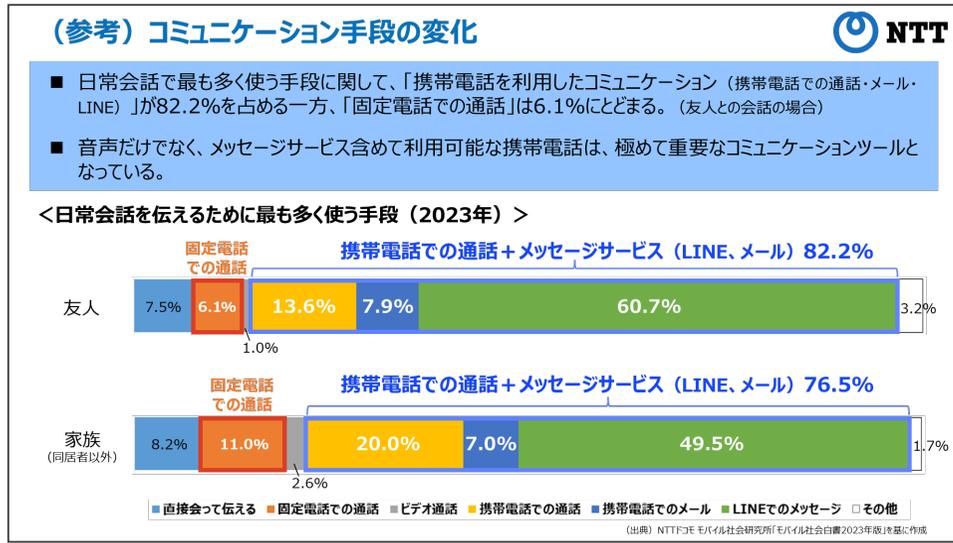
- 今後のユニバーサルサービスについては、国民の利用実態や利便性向上の観点から、MNOとNTT東西の双方があまねく責務（提供済エリアにおける退出規制および未提供エリアにおける最終保障提供責務）を担い、利用者がモバイル（0A0番号）かワイヤレス固定電話等（0ABJ番号）のどちらかを選択可能なユニバーサルサービス制度に見直すべきと考えます。
- 当社としては、2035年頃までにメタル設備は縮退せざるを得ず、現行のメタル設備を用いた固定電話をユニバーサルサービスとして継続していくことは困難と考えており、メタル設備の縮退により、未提供となるおそれがあるエリアについても未提供エリアに分類しています。
- メタル設備縮退後も、「従来の固定電話の形態で利用したい」というニーズに対しては、ワイヤレス固定電話や光回線電話により、電話サービスを提供していくことが重要と考えており、加えて、モバイルの提供エリアであっても、ビル影等のエリアでレピータ設置等の対処を行ってもなお電波不感地域となる場合は、NTT東西が光回線電話でカバーしていく考えです。
- なお、第2回ユニバーサルサービスワーキンググループでの当社の提案内容であるMNOとNTT東西の双方があまねく責務を担うケースに加え、モバイルを軸とし、NTT東西がモバイルの未提供エリアにおいて最終保障提供責務を担うケース等についてもコスト試算を行い、別途（第6回ユニバーサルサービスワーキンググループ）お示しする考えです。

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問8 メッセージサービスについては、モバイルをユニバーサルサービスに追加することでユニバーサルサービスになると思うが、仮にそうすることで利用者に何のメリットがあるか。

- モバイルの契約者数は2億契約を超え、さらには電話だけでなく「LINE」や「+メッセージ」等のメッセージサービスがコミュニケーションとして非常に多く使われていることも踏まえ、利用者目線で今後のユニバーサルサービスがどうあるべきかを考えれば、国民の利用実態や利便性向上の観点から、モバイルを軸としたユニバーサルサービスに見直し、固定地点（屋内）だけでなく、全国の居住エリア（屋外）での利用を保障すべきと考えています。
- 「LINE」や「+メッセージ」等のメッセージサービスは、電話と違い必ずしもリアルタイム性を必要とせず相手の時間を拘束することなくコミュニケーションが可能であるといった特性があり、さらに複数人でのやり取りが可能で、コミュニケーションの記録が残せる等のメリットがあることから、現在では音声によるコミュニケーションよりもメッセージによるコミュニケーションが中心となっていると認識しています。また、自然災害や通信障害によるネットワークの輻輳時、音声通話はリアルタイム通信が必要なため繋がりがづらくなる一方、メッセージサービスはデータ通信が遅延してもメッセージのやり取りを行うことが可能です。
- なお、当社としても、ご指摘のとおり、モバイルをユニバーサルサービスの対象に追加することで、メッセージサービスを利用可能な環境が保障されることから、メッセージサービスをユニバーサルサービスの対象とする必要はないと考えています。



電話のユニバーサルサービスの在り方について

問9 電話のユニバーサルサービス制度を、携帯電話とワイヤレス固定電話に移行することを提案しているが、エリアマップに入っている、高層階や屋内の一部など電波が届かない（通話の安定性を確保できない）ところは多く存在している。これらの事象にどう対応するか。

- 今後のユニバーサルサービスについては、国民の利用実態や利便性向上の観点から、モバイルを軸としたユニバーサルサービスに見直し、固定地点（屋内）だけでなく、全国の居住エリア（屋外）での利用を保障し、電話に加えてメッセージサービスの利用可能な環境を確保することが重要と考えます。
- 第2回ユニバーサルサービスワーキンググループの当社プレゼンでご提案したとおり、その実現にあたり、MNOに対し、既存の提供エリアでの退出規制と提供エリア内で電波が届かない場所への拡大・提供義務を課すとともに、未提供エリアにおける最終保障提供義務を課すべきと考えます。
- あわせてNTT東西もワイヤレス固定電話と光回線電話により全国での電話サービス提供を実施するとともに、ビル影等のエリアでレピータ設置等の対処を行ってもなお電波不感地域となる場合は、NTT東西が光回線電話でカバーしていく考えです。
- なお、第2回ユニバーサルサービスワーキンググループでの当社の提案内容であるMNOとNTT東西の双方があまねく責務を担うケースに加え、モバイルを軸とし、NTT東西がモバイルの未提供エリアにおいて最終保障提供義務を担うケース等についてもコスト試算を行い、別途（第6回ユニバーサルサービスワーキンググループ）お示しする考えです。

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問10 電話のユニバーサルサービスの提供手段はモバイルに順次切り替えていくべきとの主張だったが、1,500万ほど契約がある加入電話の利用世帯の中には、モバイルを持ちたがらない高齢者世帯等も含まれているところ、このような利用者からどのようにしてコンセンサスを取っていくのか。

- ご指摘いただいたモバイルを持ちたがらない高齢者世帯等の利用者については、従来の電話番号や電話機をこれまでと同じ環境でご利用いただけるよう、ワイヤレス固定電話・光回線電話・MNOの提供するワイヤレス固定方式（0ABJ番号で利用可能なNTTドコモのhome電話、KDDI殿のホームプラス電話、ソフトバンク殿のおうちの電話）により、電話サービスを提供していくことが重要と考えます。
- 加えて、固定電話のみを保有する世帯は2%である一方、モバイルのみを保有する世帯は約4割にのぼることを踏まえれば、固定電話だけでなく、モバイル（0A0番号）も国民に最低限保障すべきサービスとして位置づけることが必要と考えます。

問11 2035年目途のメタル縮退まで、必要とする世帯にはメタル固定電話を引き続き提供することになると思うが、今すぐ電話のユニバーサルサービスをモバイルに切り替えるという趣旨ではないという理解で良いか。今イメージしている今後の工程表を詳細に示してもらいたい。

- メタル設備については、2035年頃までに段階的に縮小していかざるを得ないと考えています。当該サービスを即座に終了する考えはなく、段階的な縮小に向けてはお客様の混乱を招かないよう、必要な対応を実施しながら縮小していきますが、エリアごとに段階的に切り替えを行い、ワイヤレス固定電話・光回線電話への移行を図る考えです。その際、お客様のご要望により、MNOの提供するワイヤレス固定方式（0ABJ番号）やモバイル（0A0番号）を活用することも考えられるため、モバイルを軸にしたユニバーサルサービスへ早期に見直すべきと考えます。
- メタル設備縮退に向けた工程表は、ユニバーサルサービスWGで議論している今後のユニバーサルサービスのあり方の議論を踏まえつつ、今後検討の上、別途お示しさせていただきます。

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問12 LINEにユニバーサルサービスとしての責務をかけることはできるのか。+メッセージは、4千万人が利用しているとのことだが、自分の周りではそこまで使っておらず、実際どれくらいが利用されているのかということもわからず、その仕組みが本当に動き出すには、かなりの準備が必要になるのではないか。

- 当社としては、電話だけでなく、「LINE」やMNO3社が提供する「+メッセージ」等のメッセージサービスが、多くの国民のコミュニケーションツールとしてモバイルで利用されている利用実態を踏まえ、利用者利便の観点から、モバイルを軸としたユニバーサルサービスに見直し、固定地点（屋内）だけでなく、全国の居住エリア（屋外）での利用を保障し、電話に加えてメッセージサービスの利用可能な環境を確保することが重要と考えます。なお、モバイルをユニバーサルサービスの対象に追加することで、メッセージサービスを利用可能な環境が保障されることから、メッセージサービスをユニバーサルサービスの対象とする必要はないと考えています。
- 今回の当社の提案は、電話のユニバーサルサービスをモバイルに代替することで、メッセージサービスも利用が確保されるという考え方であり、「LINE」を利用されるか、「+メッセージ」を利用されるか、あるいはメッセージサービスを利用されないかは、最終的に利用者の選択に委ねるべきものと考えます。

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問13 条件が整えばNTTはラストリゾート責務を担うとのことであり、責務を果たす際には無線（モバイル）を認めてほしいという主張との認識だが、不採算地域において、FTTHと無線をどのような方針で整備するイメージか。無線を認めた場合、不採算地域は全て無線により整備するということがか。

- 第2回ユニバーサルサービスワーキンググループの当社プレゼンでご説明したとおり、当社としては、今後のブロードバンドのユニバーサルサービス制度については、何が国民生活に不可欠なサービスであるか、また、その提供にあたってどの程度のスループットが求められるかを議論のうえ、それを光だけでなくモバイルでも実現可能な仕組みとして検討していくことが必要と考えます。
- 現行のブロードバンドのユニバーサルサービス制度は世帯カバー率99.9%を目標にしていますが、ブロードバンドの未提供エリアをなくし、早期に世帯カバー率を100%に拡大し、すべての国民がブロードバンドサービスを利用可能となる真のブロードバンドのユニバーサルサービスを確立することが必要であり、残りの0.1%の未提供エリアについて、光とモバイルのいずれでカバーすべきかは、経済合理性等の観点も踏まえて検討すべきと考えます。
- ブロードバンドのカバー率100%を実現するうえで、すべてを光でカバーするケースに加え、光と無線のうちコストミニマムな手段でカバーするケースについても、コスト試算を行い、別途（第6回ユニバーサルサービスワーキンググループ）お示しする考えです。

問14 ブロードバンドのユニバーサルサービス制度は、導入に当たり長い時間をかけて審議会において議論を進め、ようやく交付金制度も動き始めるところである。そのような流れを踏まえ、今回の提案は整合的に位置づけられるのか。中長期的な観点であれば理解できるが、今すぐにそれを実現するには早すぎると思われるので、本提案の実現の時期をいつ頃と考えているか確認したい。

- 現行のブロードバンドのユニバーサルサービス制度では、ブロードバンドの世帯カバー率99.9%が目標とされ、特定の事業者へのラストリゾート責務は課されていませんが、ブロードバンドサービスにおいてもラストリゾート責務を設け、早期に世帯カバー率を100%に拡大し、すべての国民がブロードバンドサービスを利用可能となる真のブロードバンドのユニバーサルサービスを確立する必要があると考えます。
- なお、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度については、まずは現在検討中の交付金制度を将来にわたって持続可能な制度として運用開始したうえで、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)・モバイルブロードバンドを未整備地域の対象役務へ追加することを検討していく想定をしています。
(なお、その際、一般支援区域等で交付金を受け取る事業者が継続的に交付金を受け取れるよう、一般支援区域においては提供事業者にもMNOを含めないこと等の対応が必要と考えます。)

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問15 不採算地域においてどの程度を無線（モバイル）により整備するかという点は、無線に求められる品質をどの水準とするかによるとのことだが、無線のブロードバンドに品質水準の設定をしても良いという考えか。

- ご認識のとおり、当社としては、ブロードバンドのユニバーサルサービスをモバイルでも実現可能な仕組みとして検討していく必要があると考えており、そのためにWEBブラウザを用いた基本的なWEB検索に加え、リモートワーク・リモート教育等、何が国民生活に不可欠なサービスであるか、また、その提供にあたってどの程度のスループットが求められるかをまず議論することが必要と考えています。
- 当社としては、ベストエフォート方式のモバイルにおいても電波品質が良好であれば、メールやチャット、動画視聴等の利用は十分に可能と考えます。
- また、モバイルはサービスエリア内であっても、電波の届きにくい場所（建物内やビル・マンションなどの高層階）では利用しづらい場合もありますが、お客様からの申告等に基づき、各MNOはレピータ等による電波改善を提案しています。
- ユーザ数が非常に少ないルーラルエリアにおいては、モバイルもワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）と同等の品質で利用可能と想定しています。

(参考) 各種サービスの推奨通信速度



サービス内容	サービス名	推奨通信速度
Web会議	Cisco Webex Meetings ^{※1}	標準画質ビデオ : 0.5Mbps / 0.5Mbps (下り/上り)
		高画質ビデオ : 1.0Mbps / 1.5Mbps (下り/上り)
		HDビデオ : 2.5Mbps / 3.0Mbps (下り/上り)
	Microsoft Teams ^{※2}	会議 (画面共有) : 2.5Mbps / 2.5Mbps (下り/上り)
		ビデオ会議 : 4.0Mbps / 2.5Mbps (下り/上り)
		Zoom ^{※3}
動画視聴	Youtube ^{※4}	動画視聴 SD 360P : 0.7Mbps
		SD 480P : 1.1Mbps
		HD 720P : 2.5Mbps
		HD 1080P : 5.0Mbps
		グループビデオ通話 高品質 : 0.6Mbps / 1.0Mbps (下り/上り)
HD 720p : 1.8Mbps / 2.6Mbps (下り/上り)		
HD 1080p : 3.0Mbps / 3.8Mbps (下り/上り)		

(出典)
 ※1 : <https://help.webex.com/ja-jp/article/WBX22158/Cisco-Webex-Meetings-でビデオを送受信するための最小帯域幅要件は?>
 ※2 : <https://learn.microsoft.com/ja-jp/microsoftteams/prepare-network>
 ※3 : https://support.zoom.com/hc/ja/article?id=zm_kb&sysparm_article=KB0060761
 ※4 : <https://support.google.com/youtube/answer/78358?hl=ja>

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問16 モバイルブロードバンドの品質保証とはどのようなものを想定しているか。モバイルは現状ベストエフォートとしており、（時間帯や場所によって）安定性や速度が変わる。FTTHと同等の品質をどうやって確保するのか。また指標としては何を想定しているか。

- 当社としては、モバイルのブロードバンドサービスの品質水準について、そこまで高い品質を求めることは想定していません。現在のブロードバンドのユニバーサルサービスでは名目速度30Mbpsの基準がありますが、実効速度においてそこまでは必要ないと考えられるため、今後議論を行い、どの程度の品質保証にするかということを検討する必要があると考えています。
- 当社としては、ベストエフォート方式のモバイルにおいても電波品質が良好であれば、メールやチャット、動画視聴等の利用は十分に可能と考えます。
- また、モバイルはサービスエリア内であっても、電波の届きにくい場所（建物内やビル・マンションなどの高層階）では利用しづらい場合もありますが、お客様からの申告等に基づき、各MNOはレピータ等による電波改善を提案しています。
- ユーザ数が非常に少ないルーラルエリアにおいては、モバイルもワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）と同等の品質で利用可能と想定しています。

（参考）各種サービスの推奨通信速度



サービス内容	サービス名	推奨通信速度
Web会議	Cisco Webex Meetings ^{※1}	標準画質ビデオ : 0.5Mbps / 0.5Mbps (下り/上り)
		高画質ビデオ : 1.0Mbps / 1.5Mbps (下り/上り)
		HDビデオ : 2.5Mbps / 3.0Mbps (下り/上り)
Web会議	Microsoft Teams ^{※2}	会議（画面共有） : 2.5Mbps / 2.5Mbps (下り/上り)
		ビデオ会議 : 4.0Mbps / 2.5Mbps (下り/上り)
Web会議	Zoom ^{※3}	グループビデオ通話 高品質 : 0.6Mbps / 1.0Mbps (下り/上り)
		HD 720p : 1.8Mbps / 2.6Mbps (下り/上り)
		HD 1080p : 3.0Mbps / 3.8Mbps (下り/上り)
動画視聴	Youtube ^{※4}	動画視聴 SD 360P : 0.7Mbps
		SD 480P : 1.1Mbps
		HD 720P : 2.5Mbps
		HD 1080P : 5.0Mbps

〔出典〕

※1 : <https://help.webex.com/ja-jp/article/WBX22158/Cisco-Webex-Meetings-でビデオを送受信するための最小帯域幅要件は?>

※2 : <https://learn.microsoft.com/ja-jp/microsoftteams/prepare-network>

※3 : https://support.zoom.com/hc/ja/article?d=zm_kb&sysparm_article=KB0060761

※4 : <https://support.google.com/youtube/answer/7835871l=ja>

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問17 通信政策特別委員会のヒアリングでは、地方自治体からNTTが公設光ファイバの民設移行を担うことへの期待が高かった。仮に、モバイルをユニバーサルサービスとした場合、民設移行が後退するのではないかという地方からの懸念にはどう答えるのか。

- 当社としては、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度においては、コストミニマムな実現手段を検討すべきと考えており、NTT東西が構築し、サービス提供を行っている公設の光ファイバが存在するエリアにおいては、多くのケースでモバイルによる新規整備よりも、民設移行の方がコスト効率的であると想定されるため、技術的に利用可能な場合については、NTT東西が民設移行によりブロードバンドサービスを提供することが合理的と考えます。

問18 ブロードバンドの品質保証について、WEBブラウザでの検索やリモートワークへの対応であればそれほど高度なサービスはイメージされていないと思う。現状「下り30Mbps」という基準があるが、現在及び今後10年で求める品質保証の相場観をどう考えるか。

- 当社としては、モバイルのブロードバンドサービスの品質水準について、そこまで高い品質を求めることは想定していません。ご指摘のとおり、現在のブロードバンドのユニバーサルサービスでは30Mbpsの基準がありますが、実際の利用実態等ふまえ、今後議論を行い、どの程度の品質が求められるのかを検討する必要があると考えています。
- 当社としては、ベストエフォート方式のモバイルにおいても電波品質が良好であれば、メールやチャット、動画視聴等の利用は十分に可能と考えます。
- また、モバイルはサービスエリア内であっても、電波の届きにくい場所（建物内やビル・マンションなどの高層階）では利用しづらい場合もありますが、お客様からの申告等に基づき、各MNOはレピータ等による電波改善を提案しています。
- ユーザ数が非常に少ないルーラルエリアにおいては、モバイルもワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）と同等の品質で利用可能と想定しています。
- なお、品質基準については、利用者の利用動向の変化や技術革新等を踏まえながら、見直しを継続的に検討し、適宜修正していくべきものと考えます。

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問19 最終保障提供責務を未提供エリアで課すとのことだが、関連して、他者設備の貸出義務は、効率的なサービス提供のためには非常に重要。これも、技術の動向が見えにくい中で、実現するにはいろんなハードルがあるが、事業者間で先々を見通した設備計画を共有することが必要であるため、具体的な担保方法について聞きたい。

- 現在、NTT東西は接続による他事業者への設備の貸し出しにあたって必要な手続きや料金、技術的条件等を約款で規定しており、当該手続きにしたがって光回線の空き状況等の情報を事業者提供しているところ。
- NTT東西が他事業者の設備を活用した柔軟かつ効率的なサービス提供を可能とするうえでは、手続きや料金、技術的条件、設備構成、光回線の空き状況等の情報を回答いただく必要があり、他事業者に対してもNTT東西と同様の対応を義務づけることが必要と考えます。

問20 厳格な退出規制をかけると、それを見込んで、効率的な提供のための設備投資や研究開発のディスインセンティブにならないか。

- 現在、サービス提供中のエリアは、事業者が採算性を判断したうえで設備構築を行っているものと認識しており、退出規制を課したとしてもディスインセンティブは働かないと考えています。
- むしろ、エリアの維持・拡大を競争に委ね、事業者の判断で自由に退出可能となっている現行制度を見直さない場合、利用者の減少や技術の革新等により、事業者の都合でエリア撤退・縮小が起こるリスクが否定できないため、国民の利便性の確保・保護の観点からも、退出規制を設ける必要があると考えます。
- なお、未提供エリアへのエリア拡大については、ビジネスベースでは成り立たないエリアであると想定されることから、赤字を全額補填する仕組みとセットで責務を課す必要があると考えます。

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問21 「各地域に最も適した方法で最も適した事業主体」であることを強調しているが、これはどのようなイメージか。コストが安いという経済合理性なのか、あるいはサービス開始までの時間が短いとか、地域での実績があるなど、さまざまな意味が含まれるように思う。理想は地域ごとの調整かもしれないが、そうすると調整コストもかかる。

- 国民の利便性確保および経済効率性の観点から、サービス提供済エリアでは既存事業者がサービス継続することが重要であるため、当該事業者に対し退出規制を課すことが必要と考えます。未提供エリアについては、経済効率性の観点から、当該エリアに隣接するエリアでサービスを提供している等、最も効率的に光サービスを提供可能な事業者を行政が指名する仕組みとすべきと考えます。
- なお、未提供エリアについては、モバイルは残り0.01%（人口カバー率）、光は残り0.1%（世帯カバー率）といずれも限られたエリアとなっていることから、それぞれのエリアごとに、コスト積算・比較を行うことは可能であると考えます。

問22 資料16頁の地図で黄色いエリアの事業者は何社いるか。

- 他事業者の光サービス提供エリアの詳細については公表されていないため当社で推計したものととなりますが、岐阜県では、NTT西日本以外に、地域電力系事業者とケーブルテレビ事業者合わせて11社が光サービスを提供しています。

問23 資料4頁の品質保証の基準をどうするか議論すべき点であるというのには同意見。検証が可能なのか、その方法は効果的なのか。検証にはかなりのコストがかかりそうだが、どうか。検証は例えば総務省が、情報を募って検証できるということか。また、ユニバーサルサービスの場合は、安定的に供給できているかも検証する必要があるがどうか。

- 現在、MNOは総務省の定める実効速度計測のガイドラインに基づき計測を実施しており、公表データを参照することで屋外における実効速度を把握することが可能と考えます。
- ガイドラインに基づく計測以外にも、現状、各MNOは様々な手段で実効速度を測定していますが、統一した手法での計測ではないことから、例えば、共通の速度計測アプリをユーザに提供して、ユーザから屋内外の品質情報を提供していただく仕組みを整えることにより通信品質を把握する手法も検討すべきと考えます。

ユニバーサルサービスの料金の低廉性確保の在り方について

問24 FTTHは世帯単位の契約で家族みんなが利用できるが、モバイルは家族の人数分で契約をする必要があるため、家庭の負担が増大するのではないか。

- モバイルの契約者数が既に2億契約を超え、通信手段として最も利用されているサービスとなっていることを踏まえれば、モバイルをユニバーサルサービスの対象とした場合においても、家庭の負担が増大するものではないと考えます。
- むしろ、モバイルを軸としたユニバーサルサービス制度を実現することで、現状、モバイルを保持している利用者に対しては、負担の増大なく、利用を保障することが可能になると考えます。
- また、一人1台のモバイル端末を契約するのか、1台のモバイル端末を家庭で共用するのかは各家庭の選択に委ねられるものであり、家庭で1台のモバイル端末を共用する場合、スマートフォンではなく、タブレット等を共用端末とする等も考えられます。
- なお、例えば、NTTドコモの「eximo」は割引適用前でも6,650円（税別）であり、NTT東日本の提供する「フレッツ光 ネクストファミリー」は5,400円（税別）である一方、別途1,000円程度のプロバイダ料金が必要であることを踏まえると、モバイルの料金はFTTHと比較しても同等程度の料金と考えます。

問25 モバイルのカバーエリアが国土面積の70%弱となっているが、電話、ブロードバンドの両方に関して、残り30%もカバーすることにのみなり得るところ、実際にコストの試算をし、FTTHに比べて負担金額が小さくなるという提案なのか。

- ご指摘いただいた面積カバーについて、非居住エリアにまでユニバーサルサービスの提供範囲を拡大した場合、一層の利用者利便の向上に資する一方で、コストが増大し国民負担の増加を招くおそれがあり、現時点では、非居住エリアにまで責務を課すことは適当ではないと考えます。
- なお、世帯カバー率100%を光の整備で実現したケースと、モバイルを活用し世帯カバー率100%を実現したケース等のコスト試算結果を、別途（第6回ユニバーサルサービスワーキンググループ）お示しする考えです。

ユニバーサルサービスの安定的かつ効率的な提供の確保の在り方について

問26 資料の16頁で貸出義務の対象とするのは、主には黄色のエリアでのアクセス回線だと思うが、ケーブルテレビ事業者のセンターにおけるコロケーションスペースなど、他にも対象として想定している設備はあるか。また、現状でも設備をお持ちの事業者とIRU契約を結べば、自己設置に準ずるとして認められる制度になっているが、これまでもNTTを含め、現状では空いていても将来の使用見込みがあるから貸せないというケースもあったと認識している。「活用可能な他事業者設備の貸出し義務」とは、このような現状を踏まえ、設備に空きがあれば将来の使用見込みがあっても貸し出すべきという趣旨の主張なのか、あるいは、将来的に返却しないといけない設備だとしても、自己設置として認めてほしいという趣旨のものなのか。

- 当社としては、効率的・安定的な光回線の構築・提供に向けて、NTT東西の未光エリアにおいて、技術的に活用可能で、設備に一定の空きがある場合には、他事業者が敷設した光回線を活用させていただきたいと考えていますが、他事業者において将来の使用見込みがある場合にまで貸出しを求めているものではありません。
- NTT東西の未光エリアにおいて、他事業者が敷設した光回線を活用させていただく際は、光回線だけでなく、必要に応じ、他事業者のコロケーションスペースについてもお借りしたいと考えています。
- 当社としては、以下のとおり、IRUだけでなく、卸契約等も柔軟に組み合わせながら、他社設備の活用を行っていく必要があると考えます。
 - ✓ IRUは、借り手側が対象となる設備を継続的に支配・管理することを要件としていることから、貸し手側は、借り手側に貸し出すための設備の管理と、貸し手側自らがサービス提供等で利用するための設備の管理を別に行う必要が生じ、運用・管理の煩雑さ等が増すことになるため、IRU契約に前向きに応じてもらえるケースばかりではないと想定しています。そのため、より柔軟な提供が可能となる卸契約等により他社設備を利用することで、借り手だけでなく貸し手においても、より効率的な運用・管理が可能になると考えます。
 - ✓ その場合、自己設置の目的であるNTT東西による安定的な役務の提供の確保に向けては、卸契約で提供する他社に対し、卸契約の提供を終了する一定期間以上前の事前説明義務や、一定期間以上の卸提供義務を設けること等により、対応が可能と考えます。（接続においても、他社による役務提供が安定的に行われることを目的として、接続機能を廃止する場合には、廃止の3年前までに事業者の説明することをNTT東西の接続約款に規定しています。）
 - ✓ 加えて、技術の進展等に合わせ、これまで借り受けている設備からコスト効率に勝る設備に変更するうえでは、長期契約が前提であるIRUと比較し、卸契約等の方がより機動的な対応が可能と想定しています。

事後質問

ユニバーサルサービスに関する基本的考え方について

問1 御社プレゼン資料では、「今後のユニバーサルサービスは、モバイルを軸とした体系に見直すべき」(2頁)、「今後のユニバーサルサービスは、国民に不可欠なサービスとして、以下のサービスを対象とすべき」(3頁)として、「電話+メッセージサービス」と「ブロードバンド」について説明されています。もし「モバイルを軸とした体系に見直す」のであれば、モバイルの面的なカバー率をどのように現状の世帯カバー率を基礎とするユニバーサルサービス制度に整合的に取り込むのかを先ず明らかにすべきだと思われます。ワイヤレス固定電話の様な限定的な運用を超える運用を想定されておられるのでしょうか、具体的な説明をお願いします。

- 当社としては、電話だけでなくメッセージサービスがモバイルで多く利用されている利用実態を踏まえ、ワイヤレス固定電話のような固定地点（屋内）のみのユニバーサルサービスを維持するのではなく、利用者利便の向上の観点から、国民にとって不可欠なサービスとなっているモバイルを軸としたユニバーサルサービスに見直し、固定地点（屋内）だけでなく、全国の居住エリア（屋外）での利用を保障し、電話に加えてメッセージサービスの利用可能な環境を確保すべきと考えます。
- また、現行の固定回線の町字単位のエリア管理と、モバイルのメッシュ単位のエリア管理の整合を図り、事業者からの報告も同じ基準に統一する等の工夫が必要と考えます。
- なお、モバイルをユニバーサルサービスの対象に追加することで、メッセージサービスを利用可能な環境が保障されることから、メッセージサービスをユニバーサルサービスの対象とする必要はないと考えます。

ユニバーサルサービスに関する基本的考え方について

問2 資料13頁において、「他事業者の設備を活用したサービス提供の実現などの条件が揃えば、NTT東西が最終保証提供責務を担う」とのことだが、具体的には上記の他どのような条件が必要なのか。

- 当社としては、ユニバーサルサービスをコストミニマムに提供可能となるよう、以下のような条件が整えば、NTT東西が最終保障提供責務を担う考えです。
 - ✓ 他事業者の設備を技術的に活用可能で、設備に一定の空きがある場合に、他事業者がNTT東西に対して設備の貸し出し義務を負い、効率的な設備構築が実現可能となること
 - ✓ 未提供エリアの近傍で光サービスを提供している事業者が効率的に整備可能な場合は、当該事業者がカバーする仕組みが実現すること
 - ✓ 光とモバイルのうちコストミニマムな手段で整備可能な事業者がカバーする仕組みが実現すること

問3 実態としてモバイルやSNSが普及していることと、これらを規制の体系に取り込むことを御社プレゼン資料では混然一体として扱ってられるようにも思われます。御社がモバイルやSNSを規制に取り込むべきと主張される根拠と規制の具体的な方策をお示し下さい。

- 当社としては、電話だけでなく、「LINE」やMNO 3社が提供する「+メッセージ」等のメッセージサービスが、多くの国民のコミュニケーションツールとしてモバイルで利用されている利用実態を踏まえ、利用者利便向上の観点から、モバイルを軸としたユニバーサルサービスに見直し、固定地点（屋内）だけでなく、全国の居住エリア（屋外）での利用を保障し、電話に加えてメッセージサービスの利用可能な環境を確保することが必要と考えます。
- メッセージサービスをユニバーサルサービスの対象とすることは考えておらず、モバイルをユニバーサルサービスの対象に追加することで、メッセージサービスを利用可能な環境が担保されると考えます。

NTTに対する質問

ユニバーサルサービスに関する基本的考え方について

問4 提案では、「MNOに対し、既存の提供エリアでの退出規制と提供エリア内で電波が届かない場所への拡大・提供義務を課す」「未提供エリアにおける最終保証提供義務を課す」とあるが、これは全MNOが対象となるということか。あるいは、後段の「各地域に最も適した方法で最も適した事業主体がユニバーサル責務を担うよう、行政が適切な事業者を指名する仕組みとすべき」によって地域ごとに指名されたMNOのみが退出規制や、拡大・提供義務が課されるということか。確認をお願いしたい。

- 当社としては、国民の利便性の確保・保護の観点から、退出規制はすべてのMNOに課すことが必要と考えます。
- 一方で、未提供エリアへの拡大・提供義務については、すべてのMNOが基地局を敷設することは非効率なため、当該エリアの近傍でサービスを提供しているMNO等コストミニマムに提供可能な事業者が基地局を敷設し、MNO全体で効率的にエリアを拡大・確保していくことが必要と考えます。そのうえで、需要や追加コストも踏まえながら、MNO間でのローミングや設備シェアリング等も検討すべきと考えます。

問5 資料4頁において、MNOに退出規制をかける提案だが、当該エリアでの事業者数を問わず退出規制をかけるのか。

- 当社としては、国民の利便性の確保・保護の観点から、退出規制はすべてのMNOに課すべきと考えます。
- 一方で、未提供エリアへの拡大・提供義務については、すべてのMNOが基地局を敷設することは非効率なため、当該エリアの近傍でサービスを提供しているMNO等コストミニマムに提供可能な事業者が基地局を敷設し、MNO全体で効率的にエリアを拡大・確保していくことが必要と考えます。そのうえで、需要や追加コストも踏まえながら、MNO間でのローミングや設備シェアリング等も検討すべきと考えます。

問6 資料4頁において、モバイルの基地局へのアクセス回線提供義務とあるが、今の第一種指定電気通信設備制度と何が異なるのか。

- NTT東西が構築した光ファイバは、電気通信事業法において、第一種指定電気通信設備として指定され、公平な提供義務や料金等提供条件の認可制度等の厳格なルールが定められており、NTT東西は、引き続き法令等を遵守し、他事業者への公平な提供に努めていく考えです。
- 当社として、当該ルールの見直しや緩和を求めているものではなく、基地局へのアクセス回線についても、NTT東西は、これらのルールを遵守し、光提供/未提供エリアに関わらず、MNOの求めに応じて提供していく考えです。

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問7 資料5頁の二つ目のポツに、「具体的には、MNOに対し、既存の提供エリアでの退出規制と提供エリア内で電波の届かない場所への拡大・提供義務を課すとともに<略>」とありますが、昨日のワーキングでも、競合のMNOさん側（KDDI、ソフトバンク）からは、我々はNTTさんのように特別な資産を保有する特殊会社ではないので、そういった拡大・提供義務といった強制力を持たせるべきではないといった反論を現にしていたかと存じます。こういった批判・反論は、これまでの議論の成り行きからすると当然想定の内範囲ですが、そもそも、そういった拡大・提供義務を事業法でかけるとすると、それによって生じうる追加負担（エリアの増強費用）は、事業法によって何らかの損失補填の仕組みを設けるべきだとお考えなのか、追加的にお聞かせいただきたい。

- MNOがモバイルの提供を行うために必要な設備は基地局と基地局へのアクセス回線であり、そのうちの基地局へのアクセス回線については、NTT東西が、電気通信事業法の定めに基づき、光提供/未提供エリアに関わらず、MNOの求めに応じて提供していく考えです。
- NTT東西はこうした義務を果たすためにも線路敷設基盤を引き続き効率的かつ安定的に維持・運用していく考えであり、また、NTT東西による基地局へのアクセス回線の提供が義務付けられていることから、MNOが基地局を敷設しモバイルサービスを提供することがすでに保障されており、線路敷設基盤の保有の有無は責務を担ううえでの必要条件とはならないと考えます。むしろ、NTT東西が保有し得ない国民共有の財産である電波を割り当てられているMNOに対しても、ユニバーサルサービスの責務等を課すことが適当と考えます。（ただし、ビジネスベースでのエリア拡大が困難な未提供エリアでサービス提供を行う際は、赤字額は補填される仕組みが必要と考えます）
- なお、第2回ユニバーサルサービスワーキンググループでの当社の提案内容に加え、モバイルを軸とし、NTT東西がモバイルの未提供エリアにおいて最終保障提供責務を担うケース等についてもコスト試算を行い、別途（第6回ユニバーサルサービスワーキンググループ）お示しする考えです。当社としては、モバイルをユニバーサルサービスの対象とすることで、国民の利便性向上だけでなく、国民負担の軽減にもつながると考えています。

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問 8 「メッセージサービスは、平時・災害時ともに重要なコミュニケーション手段であることも踏まえ、最低限のコミュニケーションツールとして国民の利用を保証」（3頁）とありますが、SNSはデータ通信を用いたアプリケーションの一つに過ぎず、従ってデータ通信の利用環境が整っていれば利用環境は保たれると思われまます。SNS自体をユニバーサルサービスとすべきとされる根拠とユニバーサルサービスに位置付けた場合の制度として期待される政策効果をご説明下さい。

- 当社としては、電話だけでなく、「LINE」やMNO 3社が提供する「+メッセージ」等のメッセージサービスが、多くの国民のコミュニケーションツールとしてモバイルで利用されている利用実態を踏まえ、利用者利便向上の観点から、モバイルを軸としたユニバーサルサービスに見直し、固定地点（屋内）だけでなく、全国の居住エリア（屋外）での利用を保障し、電話に加えてメッセージサービスの利用可能な環境を確保することが必要と考えます。
- メッセージサービスをユニバーサルサービスの対象とすることは考えておらず、モバイルをユニバーサルサービスの対象に追加することで、メッセージサービスを利用可能な環境が担保されることが考えます。

問 9 モバイルの退出規制についての記述があるが、電波法の周波数割り当てが5年間がベースになっていることとの整合性はどのように取ることを想定しているのか？特に新規参入事業者が出てきた場合、オークションによる周波数割り当てが行われることになった場合などは、退出規制対象のMNOが意図せずサービスの提供ができなくなる恐れがあるかと思うが、その対応はどのようにする予定か。

- 当社としては、電波法の免許の有効期間は5年であるものの、利用者の利便性確保等の観点からは、基本的に5年ごとに再免許の申請を行いサービス提供が継続されることを前提に想定しています。
- 新規事業者の参入により周波数の再割り当てが行われる場合は、利用者に対して、サービスの空白期間が生じないよう、5年間程度の移行期間を設ける等の措置が必要と考えます。

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問10 SNSをユニバーサルサービスとして本当に指定するのであれば、どのような条件を満たすSNSを選定すべきなのかについてもご説明下さい。5頁の（参考1）にはメッセージサービス契約数としてLINE（ユーザ数：9,600万人）及び+メッセージ（ユーザ数：4,000万人）が示されていますが、他のSNSを含め、選定の判定となる基準をご説明下さい。

- 当社としては、電話だけでなく、「LINE」やMNO3社が提供する「+メッセージ」等のメッセージサービスが、多くの国民のコミュニケーションツールとしてモバイルで利用されている利用実態を踏まえ、利用者利便向上の観点から、モバイルを軸としたユニバーサルサービスに見直し、固定地点（屋内）だけでなく、全国の居住エリア（屋外）での利用を保障し、電話に加えてメッセージサービスの利用可能な環境を確保することが必要と考えます。
- メッセージサービスをユニバーサルサービスの対象とすることは考えておらず、モバイルをユニバーサルサービスの対象に追加することで、メッセージサービスを利用可能な環境が担保されると考えます。

問11 携帯電話をユニバーサルサービスの対象とすることについては、過去からも検討はされているものではあるが、今回の提案にあるメッセージサービスは国民に広く使われていることには同意するものの、唐突感と違和感がある。特に、例示されたメッセージサービスはインターネット上で提供されているサービスであり、利用するためにはインターネット接続が利用できることが前提となる。それをモバイルで提供ということであれば、モバイルインターネット接続があまねく提供されるべきであるという提案にも受け止められるが、その考えを伺いたい。

- 当社としては、電話だけでなく、「LINE」やMNO3社が提供する「+メッセージ」等のメッセージサービスが、多くの国民のコミュニケーションツールとしてモバイルで利用されている利用実態を踏まえ、利用者利便向上の観点から、モバイルを軸としたユニバーサルサービスに見直し、固定地点（屋内）だけでなく、全国の居住エリア（屋外）での利用を保障し、電話に加えてメッセージサービスの利用可能な環境を確保することが何より重要と考えます。
- モバイルをユニバーサルサービスの対象に追加することで、メッセージサービスを利用可能な環境が保障されることから、メッセージサービスをユニバーサルサービスの対象とする必要はないと考えています。

問12 4頁の表の中で、「ワイヤレス固定等」としてある部分について、

- ①利用者は現在の固定電話を継続して使用できるのか、それとも機種交換を前提としているのか。
- ②機種交換の場合、追加費用負担などを想定しているのか。

- ワイヤレス固定電話は、現在の固定電話機を継続して使用可能（機種交換は不要）であり、FAXも利用可能です。

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問13 資料3頁において、携帯電話・メッセージサービスを基礎的電気通信役務に指定することにより、具体的にどのような効果を期待するのか。（指定してもしなくても、エンドユーザ向けのサービス提供内容に違いは生じないのではないか。）

- 当社としては、利用者利便の向上の観点から、国民にとって不可欠なサービスとなっているモバイルを軸としたユニバーサルサービスに見直し、固定地点（屋内）だけでなく、全国の居住エリア（屋外）での利用を保障し、電話に加えてメッセージサービスの利用可能な環境を確保することが重要と考えています。
- 現行制度では事業者の判断で自由に退出可能となっているため、利用者の減少や技術の革新等により、事業者の都合でエリア撤退・縮小が起こるリスクが否定できないため、国民の利便性の確保・保護の観点からも、退出規制を設ける必要があると考えます。
- なお、モバイルをユニバーサルサービスの対象に追加することで、メッセージサービスを利用可能な環境が保障されることから、メッセージサービスをユニバーサルサービスの対象とする必要はないと考えています。

問14 資料5頁において、「提供エリア内で電波が届かない場所」とは具体的にどのような場所を指すのか。

- 「提供エリア内で電波が届かない場所」は、モバイルのサービスエリア内であっても、ビル影や地下、高層マンション等でレピータ設置等による電波改善を行っても不感となる場所を想定しています。

問15 資料5頁において、MNOに対して課す最終保障提供責務を課す「未提供エリア」に非居住地域も含むのであれば、莫大なコストがかかり現実的ではないのではないか。

- 当社としては、非居住エリアにまでユニバーサルサービスの提供範囲を拡大した場合、一層の利用者利便の向上に資する一方で、コストが増大し国民負担の増加を招くおそれがあり、現時点では、非居住エリアにまで責務を課すことは適当ではないと考えます。

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問16 プレゼン資料12頁、4つ目の「…各地域に最も適した方法で最も適した事業主体がユニバーサルサービス責務を担うよう、行政が適切な事業者を指名する仕組みとすべき」について、「適切な事業者」はどのように選定するのですか？

例えば、第1回資料1-3 21頁 ⑤諸外国におけるブロードバンド提供主体の確保に関する制度では、イギリス・フランスが旧国営事業者、オーストラリアが政府100%出資のNBN Coを指定することとなっている。日本でもこの基準で良いですか？

アメリカは一定の基準を満たした事業者（各地域オークションで最低金額を提示した者）を選定しているが、何らかの「基準」に関する案はお持ちですか？

- 当社としては、各エリアの状況に応じて、適切な提供手段・主体を見極めていくことが重要と考えています。
- 1者提供エリアにおいては、国民の利便性の確保・保護の観点から、既存事業者がサービスを継続していくことが重要であるため、当該事業者に対して退出規制を課すことが必要と考えます。
- また、未提供エリアにおいては、モバイルは残り0.01%、光は残り0.1%といずれも限られたエリアとなっていることから、総務省殿が、NTT東西だけでなく、MNOや当該エリアの近傍でサービス提供している事業者に対し提供コストの提出を求めたうえで、比較審査を行い、経済合理性が高い事業者を指名する仕組みとすることは可能であると考えており、その方法が最も合理的であると考えます。
- なお、効率的に事業者を指名する仕組みを検討するうえでは、アメリカのようなリバースオークションについても、検討の価値があると考えます。

問17 4頁の表のブロードバンドについて、問12と同様に、御社の提案内容によって工事や機種交換等の費用負担が消費者に発生するかどうか。

- 当社としては、利用者保護の観点から、機種変更や契約の解除・新規申し込みといったスイッチングコストが発生することなく、現在ご利用中のサービスを安心して継続的にご利用いただける環境を確保する観点から、既存事業者に対して退出規制を課すことが必要と考えています。

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問18 モバイルブロードバンドの品質保証を担保するには、条件不利地域で弱電界になったエリアに対して、屋内など実際に使う場所で安定した品質を確保する必要があると考えられるが、その具体的方策にアイデアはあるか？

- 当社としては、モバイルでカバー可能なエリアにおいては、これまでどおり、MNOがレピータやフェムトセルの設置等により、極力モバイルで対応することが国民の利便性の観点から望ましいと考えています。
- ビル影等のエリアにおいて、レピータやフェムトセルの設置等の対処を行ってもなお電波不感地域となる場合は、NTT東西が固定の光回線等でカバーしていく考えです。

問19 モバイルブロードバンドについては現状都市部でも混雑によりスループットが大幅に低下することが報告されている。設備増強による性能改善を促す仕組みについての記述があるが、基地局設置場所が限定される環境などでは対応が難しい場合もあるのではと考える。この点はどのようにお考えか？

- 当社としては、ベストエフォート方式のモバイルにおいても電波品質が良好であれば、メールやチャット、動画視聴等の利用は十分に可能と考えます。
- また、モバイルはサービスエリア内であっても、電波の届きにくい場所（建物内やビル・マンションなどの高層階）では利用しづらい場合もありますが、お客様からの申告等に基づき、各MNOはレピータ等による電波改善に取り組んでいます。
- 一方、新規整備の対象となるユーザ数が非常に少ないルーラルエリアにおいては、モバイルもワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）と同等の品質で利用可能と想定しています。
- 当社としては、デジタル田園都市国家構想で掲げる光ファイバの世帯カバー率99.9%を実現したうえで、早期にブロードバンドの世帯カバー率を100%に拡大していくことが重要と考えており、残り0.1%の未提供エリアについて、光とモバイルのいずれでカバーすべきかは、経済合理性等の観点も踏まえて検討していくことが必要と考えます。

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問20 ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）もブロードバンドユニバーサルサービス制度の検討視野に入れることを通信政策特別委員会の席で主張される委員も居られることから、モバイルをブロードバンドユニバーサルサービスに含めることについては検討を否定するものではありませんが、ブロードバンドユニバーサルサービス交付金制度稼働前の時点で制度を根底から改編するような提言にも受け取れます。ご提案は即座に検討を開始すべきとのご主張なのでしょうか？ 検討開始の時期についてもご提示ください。

- 当社としては、電話だけでなく、「LINE」やMNO3社が提供する「+メッセージ」等のメッセージサービスが、多くの国民のコミュニケーションツールとしてモバイルで利用されている利用実態を踏まえ、利用者利便向上の観点から、モバイルを軸としたユニバーサルサービスに見直し、固定地点（屋内）だけでなく、全国の居住エリア（屋外）での利用を保障し、電話に加えてメッセージサービスの利用可能な環境を確保すべきと考えます。
- 一方で、当社としては、現行のブロードバンドのユニバーサルサービス制度を根底から改編する考えはなく、むしろ現行の電気通信事業法等で定める制度をベースに運用していくことが適切と考えています。
- 具体的には、現行の基礎的電気通信役務の体系をベースとし、対象役務にモバイル等を追加することを想定しています。また、交付金制度については、現在検討中の交付金制度を将来にわたってサステナブルな制度として運用開始したうえで、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)・モバイルブロードバンドを未整備地域の対象役務へ追加することを検討していく想定をしています。
- なお、実現の時期については、現行のブロードバンドのユニバーサルサービス制度は世帯カバー率99.9%を目標にしていますが、当社としては、早期に世帯カバー率を100%に拡大し、すべての国民がブロードバンドサービスを利用可能となる真のユニバーサルサービスを確立することが重要と考えます。その際、残り0.1%の未提供エリアについて、光とモバイルのいずれでカバーすべきかは、経済合理性等の観点も踏まえて検討していくことが必要と考えます。
- なお、ブロードバンドの世帯カバー率100%を実現するうえで必要となるコストについて、すべてを光でカバーするケースに加え、光と無線のうちコストミニマムな手段でカバーするケースについても、試算を行い、別途（第6回ユニバーサルサービスワーキンググループ）お示しする考えです。

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問21 NTT東西の試算では、ワイヤレス固定電話による費用削減効果は導入から10年後にならないと生じないと試算されています。モバイルを用いた通信手段は、光ファイバ網によるオフロード対策を必須としていることから、光ファイバ網整備との比較では、コスト面ではさほど優位性が無い様にも思われます。そのように考えるならば、モバイルをユニバーサルサービスとして位置付ける場合に交付金総額が上昇してしまう懸念も存在するように思われます。この点についてもご見解をお伺いします。

- 当社としては、デジタル田園都市国家構想で掲げる光ファイバの世帯カバー率99.9%を実現したうえで、早期にブロードバンドの世帯カバー率を100%に拡大していくことが重要と考えており、残り0.1%の未提供エリアについて、光とモバイルのいずれでカバーすべきかは、経済合理性等の観点も踏まえて検討していくことが必要と考えます。
- なお、ブロードバンドの世帯カバー率100%を実現するうえで必要となるコストについて、すべてを光でカバーするケースに加え、光と無線のうちコストミニマムな手段でカバーするケースについても、試算を行い、別途（第6回ユニバーサルサービスワーキンググループ）お示しする考えです。

問22 第二号基礎的電気通信役務が今般法定化されたところ、今回のご提案は現行の基礎的電気通信役務制度とどのように接合されるのか。

- 当社としては、電話だけでなくメッセージサービスがモバイルで多く利用されている利用実態を踏まえ、利用者利便の向上の観点から、国民にとって不可欠なサービスとなっているモバイルを軸としたユニバーサルサービスに見直し、固定地点（屋内）だけでなく、全国の居住エリア（屋外）での利用を保障し、電話に加えてメッセージサービスの利用可能な環境を確保することが重要と考えます。
- モバイルをユニバーサルサービスの対象に追加することで、メッセージサービスを利用可能な環境が保障されることから、メッセージサービスをユニバーサルサービスの対象とする必要はないと考えています。
- なお、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度については、まずは現在検討中の交付金制度を将来にわたって持続可能な制度として運用開始したうえで、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)・モバイルブロードバンドを未整備地域の対象役務へ追加することを検討していく想定をしています。
(なお、その際、一般支援区域等で交付金を受け取る事業者が継続的に交付金を受け取れるよう、一般支援区域においては提供事業者にもMNOを含めないこと等の対処が必要と考えます。)

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問23 資料3頁において、「真に国民に必要なサービスの定義」とあるが、先般法改正してまで固定ブロードバンドをあらたに指定したばかりであり、定義の変更は拙速ではないか。

- 国民の利用実態や将来を見据えたうえで、利用者にとって利便性の高いユニバーサルサービスをコストミニマムに提供する仕組みを議論し、実現すべきと考えます。
- 過去約40年間、ユニバーサルサービスの対象は固定電話のまま見直されてきませんでした。加率的に技術が進展していることを踏まえれば、今後数年～10年程度でNTNも含め様々な技術・サービスにより、自動運転や一次産業のICT化等が普及し、居住エリアだけでなく、非居住エリアまで含めて、ICTでカバーしていくことが必要な社会へと進化していくことが想定され、こうした将来と技術の進展スピードを見据えれば、今後のユニバーサルサービスは、様々な技術・サービス、事業者を柔軟に選択できる仕組みへと変更することが必要であり、少なくとも、国民の利用の中心となっているモバイル（屋外等居住エリアを含む）についてはユニバーサルサービスの対象とし、国民の利用を保障することが必要と考えています。

問24 資料4頁において、※1について、「当該事業者が設備の貸し出し義務を負う」とあるが、貸し出し先はエンドユーザか、NTT東西か。

- 光未提供のエリアにおいて、NTT東西が最終保障提供責務を担い、光サービスを提供する場合、NTT東西以外の固定系事業者の設備を技術的に活用可能で、設備に一定の空きがある場合には、当該事業者がNTT東西に対して設備の貸し出し義務を負うことを企図しています。
- また、光サービスと同様、NTT東西が未光エリアに基地局へのアクセス回線を敷設する際も同様に、NTT東西以外の固定系事業者の設備を技術的に活用可能で、設備に一定の空きがある場合には、当該事業者がNTT東西に対して設備の貸し出し義務を負い、NTT東西が効率的な設備構築を実現できる仕組みが必要と考えます。

NTTに対する質問

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問25 資料4頁において、モバイルに「ブロードバンド品質保証義務」とあるが、そもそもモビリティのあるサービスで保証はできないのではないか。仮に保証するとなると、一定数以上の接続が発生した場合には接続を拒否するといった必要性が生じ、かえって利用者にとって不便になるのではないか。

- 当社としては、ベストエフォート方式のモバイルにおいても電波品質が良好であれば、メールやチャット、動画視聴等の利用は十分に可能と考えます。
- また、モバイルはサービスエリア内であっても、電波の届きにくい場所（建物内やビル・マンションなどの高層階）では利用しづらい場合もありますが、お客様からの申告等に基づき、各MNOはレピータ等による電波改善を提案しています。
- ユーザ数が非常に少ないレールエリアにおいては、モバイルもワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）と同等の品質で利用可能と想定しています。

(参考) 各種サービスの推奨通信速度



サービス内容	サービス名	推奨通信速度
Web会議	Cisco Webex Meetings ^{※1}	標準画質ビデオ : 0.5Mbps / 0.5Mbps (下り/上り)
		高画質ビデオ : 1.0Mbps / 1.5Mbps (下り/上り)
		HDビデオ : 2.5Mbps / 3.0Mbps (下り/上り)
Web会議	Microsoft Teams ^{※2}	会議 (画面共有) : 2.5Mbps / 2.5Mbps (下り/上り)
		ビデオ会議 : 4.0Mbps / 2.5Mbps (下り/上り)
	Zoom ^{※3}	グループビデオ通話 高品質 : 0.6Mbps / 1.0Mbps (下り/上り)
		HD 720p : 1.8Mbps / 2.6Mbps (下り/上り)
		HD 1080p : 3.0Mbps / 3.8Mbps (下り/上り)
動画視聴	Youtube ^{※4}	動画視聴 SD 360P : 0.7Mbps
		SD 480P : 1.1Mbps
		HD 720P : 2.5Mbps
		HD 1080P : 5.0Mbps

(出典)
 ※1 : <https://help.webex.com/ja-jp/article/WBX22158/Cisco-Webex-Meetings-でビデオを送受信するための最小帯域幅要件は?>
 ※2 : <https://learn.microsoft.com/ja-jp/microsoftteams/prepare-network>
 ※3 : https://support.zoom.com/hc/ja/article?id=zm_kb&sysparm_article=KB0060761
 ※4 : <https://support.google.com/youtube/answer/78358?hl=ja>

ユニバーサルサービスの安定的かつ効率的な提供の確保の在り方

問26 御社が、「未光化エリアを光化する際やモバイルの基地局へのアクセス回線を新たに敷設する際に、他事業者の設備を活用可能な（技術的に活用可能で、設備に一定の空きがある）場合は、当該事業者に設備提供義務を課したうえで、NTT東西が自己設置によらず、他者設備を活用した柔軟なサービス提供が可能となるようにしていただきたい。」(16頁(参考8))とありますが、具体的にどういった場合に、どの事業者に対して、どのような設備の提供を想定されておられるのでしょうか？

- 当社としては、効率的・安定的な光回線の構築・提供に向けて、NTT東西の未光化エリアにおいて、技術的に活用可能で、設備に一定の空きがある場合には、他事業者が敷設した光回線を活用させていただきたいと考えています。
- NTT東西の未光エリアにおいて、他事業者が敷設した光回線を活用させていただく際は、光回線だけでなく、必要に応じ、他事業者のコロケーションスペースについてもお借りしたいと考えています。
- なお、具体的な事業者については、当該エリアの提供主体により区々となると想定していますが、特に、NTT東西の未光エリアにおいて光設備を自己設置しているサービス提供している事業者（電力系事業者等）の設備を活用させていただくケースが中心になると想定しています。

その他（能登半島地震に関連する状況について）

問27 資料8頁において、MNO向けの回線を優先的に復旧したとのことであるが、MNO各社から経済的な優先度に基づいて要請があり対応したということか。

- NTT東西としては、最大限のお客様の通信サービスの復旧をなるべく早期に図る観点から、通信ビルや中継伝送路を可及的速やかに復旧することでアクセス回線が被災していない固定通信やモバイル基地局の復旧を行うとともに、アクセス回線が被災しているエリアについては避難所等における通信復旧や面的カバーの最大化の観点から、道路啓開等により復旧対処が可能になっているエリアにおいて、MNO各社の基地局までの光ケーブル等の早期復旧に取り組んでいます。

問28 能登半島地震に関してもう少し詳しく教えてください。

①被災地域における第一種公衆電話の設置・利用状況について

設置台数、被災後の利用可能台数、被災前と被災後の利用状況

②被災地域における災害時公衆電話の設置・利用状況について

設置箇所数はすでに資料にあります。事前と事後それぞれの設置台数 および利用状況

③島田社長のお話で、災害時の公衆電話は相手先の電話番号がわからない

という理由であまり利用されなかったとうかがいしましたが、携帯の電源さえ入っていれば電話帳や通話履歴等で確認できるのでは？と思いました。携帯の電源が切れたままの被災者が多かったのでしょうか？ それとも災害時でも自分の携帯を使いたいというニーズが強く、よほどの緊急性がない限り公衆電話は使いたがらないということでしょうか？

- ①第一種公衆電話については、石川県内に約900台を設置しています。被災後の利用可能台数を精緻に把握しているわけではありませんが、能登半島地震発生から1カ月で石川県全体で約3割利用が増加しました。
- ②特設公衆電話（災害時用公衆電話）については、石川県の各避難所に対して171箇所を事前設置し、さらに23箇所にポータブル衛星を追加設置しており、合計で1,400回程度の通話をご利用いただきました。
- ③モバイルが通信手段として最も利用されているサービスとなっており、家族・友人の電話番号等を携帯電話に記録している方が多いため、携帯電話の電源が切れている場合は、連絡先が分からず、実質的に公衆電話についても利用できない状況が発生したと考えます。さらには、モバイルファーストで早期復旧に努めたことや、携帯電話や衛星携帯電話等を避難所に提供し通信手段を確保したこと等も、公衆電話の利用が限定的だった要因と考えます。

その他

問29 ユニバーサルサービス制度が提案内容のとおりに変更された場合、日本の情報通信産業全体にとってどのような影響がもたらされると考えますか。

- 当社としては、モバイルの契約者が2億契約を超え、さらには電話だけでなくメッセージサービスがモバイルで多く利用されている利用実態を踏まえ、利用者利便の向上の観点から、国民にとって不可欠なサービスとなっているモバイルを軸としたユニバーサルサービスに見直し、固定地点（屋内）だけでなく、全国の居住エリア（屋外）での利用を保障し、電話に加えてメッセージサービスの利用可能な環境を確保することが重要と考えます。

第3回会合における事後質問等 への回答

第3回会合における事後質問等への回答

KDDIへの質問に対する回答

会合中の質問

ユニバーサルサービスに関する基本的考え方について

問1 携帯電話のサービスエリアとしているが、実際はサービス提供ができないところがどれくらいあるのか。各社において、ワイヤレスで提供する固定電話サービス（KDDI「ホームプラス電話」、ソフトバンク「おうちのでんわ」等）やワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）として提供するサービスについて、申込み希望者に対してお断りした割合はどの程度か。開示は可能か。

(回答)

- 当社のワイヤレス固定電話として提供する「ホームプラス電話」及び当社のワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）として提供する「ホームルータープラン5G」のサービスエリアは、基本的に携帯電話サービスの提供エリアを対象としております。
- この提供エリアは、100%世帯カバーしているわけではありません。
- モバイルは、面的なエリアカバー（全国を500m四方に区切り、そのうち半分以上をカバーしていればエリアカバーとしては100%、半分未満であれば0%と見なす）を前提としているため、世帯単位での具体的な数字を把握できていません。
- また、お申込みに対する詳細なデータについても集計しておりません。

問2 ユニバーサルサービスの交付金制度において、費用の一部補填とするか提供事業者が赤字にならないように補填するか、どちらの方法を採っている国が多いか。

(回答)

- 主要国においては、費用の一部補填とする手法を採用する国しか把握しておりません。
- 赤字が全額回収されるような国は現時点で確認されておりません。
- なお、ユニバーサルサービス提供義務を負う事業者は、電話の誕生を民間が牽引した米国を除き、一般的に旧国営事業者が指定されている傾向にあるようです。

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問3 海外ではユニバーサルサービスの技術を指定していない国が多い。そのような国ではモバイル中心のフィンランドを除き固定ブロードバンドが中心としているが、モバイルも組み合わせている国があれば教えてほしい。また、モバイルを採用した国で何か弊害が生じていれば教えてほしい。

(回答)

- 当社ヒアリング資料7頁の図表のとおり、主要国ではユニバーサルサービスの技術を指定しておらず、無線と固定を併用している国が多いですが、主な通信手段はFTTHやxDSL等の固定ブロードバンド回線であり、固定無線は補完的な位置付けであると理解しております。
- また、固定無線を利用する地域は主にルーラル地域であると理解しています。
- モバイルで世帯をカバーしている事例はフィンランド以外には把握しておりません。
- 総務省（三菱総研）資料によれば、モバイルを採用しているフィンランドにおいては、都市部の一般的な携帯サービスの料金よりもかなり高水準に設定されているようですが、これは品質要件が厳しいことが大きな要因であるとされています。
- 料金がいため、ユニバーサルサービスの申込は低調であり、提供されている回線数は極めて低い水準にとどまっているとされています。

ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第4回）配布資料（19頁）参照

https://www.soumu.go.jp/main_content/000698562.pdf

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問4 通信インフラにおいて競争力のあるアメリカや中国、スウェーデンやフィンランドといった国で、ユニバーサルサービス制度に何か共通する点があれば教えてほしい。例えば、技術中立の制度とすることで、提供事業者が積極的に新技術を導入するインセンティブになるなどの事象が確認されるか。

(回答)

- ユニバーサルサービス制度は、基本的にインフラ整備後の維持費用を支援するものであり、新技術等のインフラ整備については、各国のブロードバンド整備計画による公的補助等で推進していることが一般的と理解しております。
- ユニバーサルサービス制度は、整備後の維持費用を支援する仕組みであることから、インフラ整備を促進する副次的な効果があると考えますが、新技術等の導入インセンティブとなるような事象については、現時点で確認できておりません。
- ブロードバンドインフラ整備は、各国の国土事情、人口密度や各国のインフラ政策等により、状況が著しく異なっていると理解しております。ブロードバンドユニバ制度は、基本的に各国のインフラ整備状況に合わせて制度設計されることが多く、提供サービスに求める速度や提供技術も異なっています。

<技術中立性と新技術導入インセンティブとの関係>

- 韓国：人口密度が高く離島が日本より少ない韓国では、早い段階からOECD加盟国で光ファイバ整備率が第1位となる等、100%に近い水準に達しています。こうしたインフラ整備状況に対応するように、ブロードバンドユニバは、速度要件が名目速度100Mbps以上、技術も原則的に有線（FTTHやHFC）となっています（技術中立ではない）。
- 欧米：光ファイバ整備途上のEUや米国では、技術中立性を掲げて無線を活用するブロードバンドユニバ制度となっております。
- なお、EUでは、最先端のブロードバンド（例えばFTTH）の投資を喚起するための手段としてユニバ制度が濫用されれば、義務を負う事業者の負担が大きいと考えることから、法令でも「ブロードバンド速度は、国内事情及び当該加盟国の領域内の消費者の大多数が享受する最低限の帯域に照らして決定すべき」としています。

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問5 KDDIの資料17頁について、光ファイバが99.9%まで整備された後、残りの0.1%の地域は技術中立的なカバーとしているが、ここで考えている技術にはワイヤレス固定ブロードバンドの共用型も含まれているのか。

(回答)

- 光ファイバ整備が困難な0.1%のエリアについては、固定ブロードバンドを技術中立的にカバーする必要があり、提供手段としてはMNOによるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）も含まれると考えております。
- 一方、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）と比べ、通信の安定性を欠く懸念があることから、FTTH等の代替ではなく、あくまで補完的な位置付けであると考えております。

事後質問

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問1 資料3-1の7頁※1に「：英国のBTは、モバイル網（LTE）によるFWAが品質要件を満たすため、」とありますが、品質要件はどのようなものでしょうか。また、英国以外の国に関しても、ユニバーサルサービスの品質要件がどのようになっているか調査いただけると幸いです。

（回答）

- 品質要件に関する記載は、総務省資料より引用しております。具体的な要件については調査中です。
ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第4回）配布資料
https://www.soumu.go.jp/main_content/000698562.pdf

その他（能登半島地震に関連する状況について）

問2 各社における、能登半島地震に関連する状況を教えてください。

- ・被害および復旧状況
- ・被災前と後の利用状況

（回答）

- ・ 当社の携帯電話サービスの復旧状況は以下のとおりです。
- ・ 土砂崩れ等により進入が困難な2カ所（石川県 輪島市海士町（舳倉島）、珠洲市宝立町大町泥木の一部）を除き、新潟県、石川県 七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡（穴水町、能登町）については復旧いたしました。
- ・ ただし、上記の地域については、本復旧ができていない地域と、未だ応急復旧で対応している地域が併存しております。
- ・ 暫定的に衛星通信や発電機などを活用した応急復旧によるサービスを提供している一部地域では通信速度が遅くなるなどご利用しづらい場合がございます。

KDDIホームページ

【復旧】令和6年能登半島地震の影響により携帯電話がご利用できない、またはご利用しづらい状況について
（3月22日午前10時00分時点）

https://news.kddi.com/important/news/important_202403221549.html

令和6年能登半島地震に係る被害状況等について

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin_37.pdf

第3回会合における事後質問等への回答

ソフトバンクへの質問に対する回答

会合中の質問

ユニバーサルサービスに関する基本的考え方について

問1 携帯電話のサービスエリアとしているが、実際はサービス提供ができないところがどれくらいあるのか。各社において、ワイヤレスで提供する固定電話サービス（KDDI「ホームプラス電話」、ソフトバンク「うちのでんわ」等）やワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）として提供するサービスについて、申込み希望者に対してお断りした割合はどの程度か。開示は可能か。

(回答)

構成員限り

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問2 ソフトバンクの資料8頁について、0ABJ番号が必要なことは理解するが、（0ABJ番号が利用可能な）「うちのでんわ」等のワイヤレスで提供される固定電話サービスでは足りないのか。どうしても固定回線ではないといけない理由はあるのか。

(回答)

- 当社の「うちのでんわ」は、面的エリアカバーを目的としたサービス設計を行っているモバイルを固定的に利用させるサービスであり、固定地点での利用を保障していません。
- 効率的な提供・技術中立性の観点から無線技術の活用を否定はしませんが、0ABJ電話の提供を保障するという観点では、固定回線（有線）での提供に分があるものと考えます。

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問3 ソフトバンクの資料32頁について、電話のあまねく提供確保責務が「特別な資産」を維持する効果を有しているとあるが、これがユニバーサルサービス制度そのものの在り方と直接関連性を有しているかという点は不明。「特別な資産」の維持の義務が担保されれば、ユニバーサルサービスの在り方に関する議論とは切り離して議論することができるのか。

(回答)

- 特別な資産の維持の義務のような「インフラ」に着目した規律を設ける場合であっても、その結果として利用者に不可欠な「役務」の提供が保障されるか否かは不可欠性を有する役務の定義にもよるため、ユニバーサルサービスの在り方に関する議論の一部として取り扱う必要があるものと考えます。

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問4 ソフトバンクの資料21頁について、条件不利地域等でワイヤレス固定ブロードバンドの共用型を提供することもあり得る旨の記載があるが、共用型で提供すべきエリアのイメージとして、どのくらいの範囲を考えているか。

(回答)

- 固定ブロードバンドは品質面等から可能な限り有線での提供がなされるべきで、無線の活用は有線での提供が極めて不経済な地域に限られるべきと考えます。
- したがって一案として、ワイヤレス固定電話の提供が許容されている地域の考え方（山村振興法、半島振興法、離島振興法等の指定地域であり、かつ加入者密度が18回線/km²未満となる区域）を基準に、光回線の敷設状況等を踏まえて範囲を検討することが考えられます。

事後質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問1 ソフトバンクの資料32頁について、電話のあまねく提供確保責務が「特別な資産」を維持する効果を有しているとするが、これがユニバーサルサービス制度そのものの在り方と直接関連性を有しているかという点は不明。「特別な資産」の維持の義務が担保されれば、ユニバーサルサービスの在り方に関する議論とは切り離して議論することができるのか。

(回答)

- 特別な資産の維持の義務のような「インフラ」に着目した規律を設ける場合であっても、その結果として利用者に不可欠な「役務」の提供が保障されるか否かは不可欠性を有する役務の定義にもよるため、ユニバーサルサービスの在り方に関する議論の一部として取り扱う必要があるものと考えます。

その他（能登半島地震に関連する状況について）

問2 各社における、能登半島地震に関連する状況を教えてください。

- 被害および復旧状況
- 被災前と後の利用状況

(回答)

構成員限り

- 震災発生後、最大271局の基地局が被害を受けたものの、2024年2月27日に全てのエリアにおいて、可搬型衛星アンテナや可搬型発電機などを活用して応急復旧しました。
- 完全復旧には光ファイバの再敷設が必要ですが、2024年3月27日時点で は再敷設が完了しておらず、当社の可搬型機材での応急的エリア維持を行っている状況です。
- なお被災前後でのご利用状況の差異は把握していませんが、極力利用者にご不便のないようサービス提供に努めています。

第3回会合における事後質問等への回答

楽天モバイルへの質問に対する回答

会合中の質問

ユニバーサルサービスに関する基本的な考え方について

問1 携帯電話のサービスエリアとしているが、実際はサービス提供ができないところがどれくらいあるのか。各社において、ワイヤレスで提供する固定電話サービス（KDDI「ホームプラス電話」、ソフトバンク「うちのでんわ」等）やワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）として提供するサービスについて、申込み希望者に対してお断りした割合はどの程度か。開示は可能か。

(回答)

- MNO4社の人口カバー率は99.9%以上、また各社の面積カバー率は平均70%程度と認識しております。(当社についてはパートナー回線エリアを含む)
- また、当社ではワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）としてRakuten Turboを提供しております。お客様からのお申し込み後、当社が当該設置先住所をRakuten Turboサービス提供エリア外（16階以上の高層階や地下、当社ネットワークの混雑が予想される地域等、サービスを十分に利用いただくのが難しいエリア）と判定した場合、本契約を解除させていただく可能性がございます。解除させていただいた割合については回答を控えさせていただきます。
- なお、当社ではワイヤレス固定電話サービスは提供しておりません。

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問2 KDDIとソフトバンクはルールエリアにおけるワイヤレス固定電話の活用に肯定的な姿勢だと理解しているが、この点について楽天モバイルはどう考えるか。

(回答)

- ワイヤレス固定電話等、他社設備の活用等については「NTT東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドライン」に基づき、電話の提供が極めて不経済となる場合等に限り認められていることから、当該ガイドラインが規定する範囲内において、NTT東西がワイヤレス固定電話を活用することについては特段の問題はないものと考えます。

事後質問

ユニバーサルサービスに関する基本的な考え方について

- 問 1 資料 8 頁および 9 頁の表で、モバイルの「不可欠性」の評価は、いずれも事業者が自主的に整備をしているため「×」になっています。ただ、「不可欠性」とは、ユニバーサルサービス制度による支援が不可欠かどうかではなく、国民生活にとって不可欠かどうかで評価すべきではないでしょうか？
とすれば、いずれも「○」になると思いますが、いかがでしょうか？
また、モバイルについては、人口減少等の理由で事業者の採算性が悪化する地域が出たらユニバーサルサービスの対象にすべきとお考えでしょうか？

(回答)

- 当社資料 6 頁から 11 頁までは、モバイルが既存のユニバーサルサービス制度(電話のユニバーサルサービス基金制度・ブロードバンドのユニバーサルサービス基金制度)の対象役務の代替になり得るかについて述べており、モバイルが国民生活にとって不可欠かどうかは別の論点と理解しております。
- その前提で、当社資料 8 頁および 9 頁では、基本的 3 要件に沿って、既存のユニバーサルサービス制度(電話のユニバーサルサービス基金制度・ブロードバンドのユニバーサルサービス基金制度)を確認したのちに、モバイルが各制度の対象役務の代替になり得るか、当社として評価をする内容となっております。
- よって、資料 8 頁および 9 頁の表における「不可欠性」は、国民生活にとっての不可欠性ではなく、国民生活に不可欠である前提で不採算地域等におけるサービスの維持において各ユニバーサルサービス制度による支援を必要としているか否かを示しております。その観点で、現状インフラ整備・エリア拡大が事業者間の競争と協調の中で進行をしているモバイルについては、こうした支援を必要としないことから、「×」の評価をつけております。
- また、ユニバーサルサービスの対象役務は基本的 3 要件(不可欠性、低廉性、利用可能性)に基づき検討がされるべきであり、「人口減少等の理由で事業者の採算性が悪化する地域」であるかの該否によって決定されるものではないと理解しております。なお、当社含め、各MNOは不採算地域においてもインフラ整備・エリア拡大を進めており、政府も補助金等による後押しや支援を行っている状況と認識しております。

その他（能登半島地震に関連する状況について）

問2 各社における、能登半島地震に関連する状況を教えてください。

- ・被害および復旧状況
- ・被災前と後の利用状況

（回答）

構成員限り

第3回会合における事後質問等への回答

NTTへの質問に対する回答

会合中の質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問1 固定電話のニーズは依然として存在するところ、無線で0ABJ番号からかけられる電話が、本当に無線で安定的に確保されるのかについて、もう少し丁寧な説明を伺いたい。

- ワイヤレス固定電話やMNOの提供するワイヤレス固定方式（0ABJ番号で利用可能なNTTドコモのhome電話、KDDI殿のホームプラス電話、ソフトバンク殿のおうちの電話）の提供において、モバイルのサービスエリア内であっても、電波の届きにくい場所（建物内やビル・マンションなどの高層階）では、お客様の申告等に基づき、レピータ等による電波改善を行い、そういった対策を講じてもなお電波状況が改善しない場合については、NTT東西が最終保障提供責務により光回線電話を提供していく考えです。

問2 ワイヤレス固定電話の仕組みが家庭で利用可能なことは理解するが、役所や病院など、同一の電話番号を多数の電話機で使うことも可能なのか。

- ワイヤレス固定電話は、0ABJ番号による発着信が可能であり、固定電話と同じように使えるサービスですが、法人のお客さま向けに提供している代表機能はご利用いただけません。
- 代表機能を有する法人のお客さま向けサービスは、様々な事業者により提供されており、NTTグループにおいても、NTT東西の光回線を利用したひかり電話オフィスタイプ／ひかりクラウドPBXのほか、NTTコミュニケーションズのオフィスリンク等のサービスをご利用いただけます。

その他

問3 モバイルをユニバーサルサービスに指定することで、日本をどのように変えたいのか。日本国民の利便性向上にどう寄与して、急速な少子高齢化が進む我が国の社会課題解決にどのような貢献が見込まれるのか。

- 当社としては、技術の進展や利用者の利便性向上を展望すれば、近い将来、自動運転や一次産業のICT化等が普及し、居住エリアだけでなく、非居住エリアまで含めて、ICTでカバーしていくことが必要な社会になっていくものと想定しています。
- また、過去約40年間、ユニバーサルサービスの対象は固定電話のまま見直されてきませんでした。加率的に技術が進展していることを踏まえれば、今後数年～10年程度でNTNも含め様々な技術・サービスにより、上記社会が達成されていくと想定しています。
- こうした将来と技術の進展スピードを見据えれば、今後のユニバーサルサービスは、様々な技術・サービス、事業者を柔軟に選択できる仕組みへと変更することが必要であり、少なくとも、国民の利用の中心となっているモバイル（屋外等居住エリアを含む）についてはユニバーサルサービスの対象とし、国民の利用を保障することが必要と考えています。

事後質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問1 貴社が提供予定のワイヤレス固定電話に関して

- ・足回りに利用するMNOは全国一律一社なのでしょうか。
- ・（一社だとしたら）そのキャリアの電波状況がリピータ等を用いても悪ければ他社を利用するのではなく固定回線を引くということですね。
- ・MNO間の非常時ローミングには対応しているのでしょうか。
- ・ワイヤレス固定電話の提供にあたり、NTT東西はメッシュ単位でモバイル網の公募を行いました。但し、応じたMNOはドコモのみだったため、ドコモのモバイル網のみを利用しています。
- ・仮に、ワイヤレス固定電話の提供において、電波の届きにくい場所（建物内やビル・マンションなどの高層階）では、お客様の申告等に基づき、リピータ等による電波改善を実施しますが、対策を講じても電波状況が改善しない場合については、NTT東西が最終保障提供責務により光回線電話を提供していく考えです。
- ・なお、MNO間の非常時ローミングについては、総務省の「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会」において、2025年度末頃の開始に向けた検討が進められているところであり、現時点で仕様等が決定しているものではありません。

問2 該当するNTT様のご発言

「ワイヤレス固定電話は基本的な構造はおうちのでんわと同様。電波状態が十分に確保されていれば充分代替となる」

質問

ワイヤレス固定電話は、NTT法に定められる「あまねく義務」の提供において限定的に他者設備の利用を認めたものであり、あくまで加入電話の代替となるよう厳格な品質要件が定められている認識（バッテリーの搭載等）。当社サービスの「おうちのでんわ」とは構造も品質も異なるものであると考えるが、どのように考えるか？

- ・ワイヤレス固定電話は、バッテリーの搭載を義務付けられていません。
- ・ワイヤレス固定電話には、FAX機能や緊急通報の呼び返し機能等の一定の品質要件を義務付けられていますが、0ABJ番号による発着信や緊急通報への発信等の電話の重要な機能については、「おうちのでんわ」等のMNOの提供するワイヤレス固定方式（0ABJ番号）においても提供されていると認識しています。

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問3 該当するNTT様のご発言

「固定かモバイルかの二元論ではなく、1つの事業者・1つの技術ですべてをカバーしてそれだけで用が足りるということではなく、様々な技術を組み合わせ、国民の皆様が使っていただけるような状態を作るような制度になるべきだという考えで提案している。そう考えたときに、今の国民のみなさんが日常的に不可欠なものとして活用しているものといえばモバイルサービス。」

質問

- 意見いただいたNTT殿の基本的な理念の考え方は、国民生活に最低限のサービスを保障するナショナルミニマムな制度というユニバーサルサービスの基本的な趣旨に合致しない考え方となっているように見え、林委員の指摘の通りニーズ論にとどまっている。
- ユニバーサルサービスの基本的な考え方（3要件・ナショナルミニマム）に沿って、モバイルサービスをとらえた場合、「不可欠性」「低廉性」「利用可能性」と「ナショナルミニマム」について、それぞれどのように考え、モバイルサービスが適していると考えなのか。
- 「ナショナルミニマム」は、日本国憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」との規定に基づく考え方であり、電気通信分野において「ナショナルミニマム」を具体的に担保する制度として、「ユニバーサルサービス」は、①不可欠性、②低廉性、③利用可能性の3要件を満たすサービスを国民に広く公平に提供を保障し、「ナショナルミニマム」の実現の一端を担うものと理解しています。
- 従来ユニバーサルサービスは、固定地点（屋内）の利用を保障していますが、以下の利用実態や利用者利便を踏まえれば、「健康で文化的な最低限の生活を営む」うえでは、固定地点（屋内）だけでなく、全国の居住エリア（屋外）でのモバイルの利用を保障することは不可欠と考えます。
 - ✓ すでにモバイルは2億契約以上となっており、音声通話のトラフィックもモバイルが中心。（通信回数の62%、通信時間の75%）
 - ✓ 固定電話のみ保有している世帯は2%に留まる一方、モバイルのみ保有世帯は増加傾向にあり、36%がモバイルのみ保有世帯であり、固定のみ保有している2%の世帯を保障したうえで、モバイルのみ保有している36%の世帯の利用も保障することが必要。
 - ✓ 災害時の連絡・情報収集手段として固定電話ではなくモバイルが多く利用されていることに加え、緊急通報に占めるモバイル比率も年々高まっており、110番の約8割、119番の過半がモバイルからの発信で、屋外における事故や災害等の緊急通報もライフラインとして非常に重要であり保障が必要であること。
 - ✓ 加えて、「LINE」やMNO3社が提供する「+メッセージ」等のメッセージサービスが、多くの国民のコミュニケーションツールとしてモバイルで利用されており、屋内・屋外問わず、コミュニケーションの中心として利用されていること。
 - ✓ さらには、モバイルを用いたキャッシュレス決済やマイナンバーカードによる行政手続き等が社会基盤として浸透し始めており、今後の技術の進展等によりモバイルの重要性がより一層高まると想定されること。

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問4 該当するNTT様のご発言

「電波の制約で技術的に届かない場所については、私どもがラストリゾートで固定的な光ファイバを提供することで解決する」

質問

- NTT殿からラストリゾートにおいて光ファイバを提供することを示していただいているが、通信政策特別委員会（第10回）では「条件次第」と主張されている認識
 - 条件は、以下である認識ですが、いずれも抽象的であるため、具体化いただきたい。
 - 必要十分かつ過大でない交付金制度の実現
 - 無線やNTN等を含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段の導入 等
 - ① 「必要十分かつ過大ではない交付金制度」とは、赤字の全額補填を指す認識であっているか。
 - ② 「柔軟かつコストミニマムな提供手段の導入」とあるが、具体的にどのような制度となった場合を想定しているのか。ユニバーサルサービスWG（第2回）における貴社プレゼン（4頁）に記載される内容が実現すれば良いという認識で合うか。
 - ③ 「等」には何が含まれるのか。
-
- ①第2回ユニバーサルサービスワーキンググループの当社プレゼンでご説明したとおり、責務を課されるエリアで生じる赤字は、当社に限らず全額補填が前提になると考えています。
 - ②③当社としては、ユニバーサルサービスをコストミニマムに提供可能となるよう、以下のような条件が整えば、NTT東西が最終保障提供責務を担う考えです。
 - ✓ 他事業者の設備を技術的に活用可能で、設備に一定の空きがある場合に、他事業者がNTT東西に対して設備の貸し出し義務を負い、効率的な設備構築が実現可能となること
 - ✓ 未提供エリアの近傍で光サービスを提供している事業者が効率的に整備可能な場合は、当該事業者がカバーする仕組みが実現すること
 - ✓ 光とモバイルのうちコストミニマムな手段で整備可能な事業者がカバーする仕組みが実現すること
 - ✓ 交付金制度について、現在検討中の交付金制度を将来にわたってサステナブルな制度として運用開始したうえで、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)・モバイルブロードバンドを未整備地域の対象役務へ追加すること

第4回会合における事後質問等 への回答

第4回会合における事後質問等への回答

オプテージへの質問に対する回答

会合中の質問

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問1 オプテージの発表資料8頁で、NTT東西は線路敷設基盤を利用できる状況とあり、9頁はNTT東西だけにFTTHのラストリゾート責務を課すべきというご主張と承知しているが、光ファイバ自体はNTTがほぼ全て民営化後に自ら構築したものであるため、線路敷設基盤と、そこを通るFTTHの資産とは分けて考えるべきと思うがどうか。

(回答)

- 光ファイバはほぼ全て民営化後に敷設された一方、光ファイバ敷設には線路敷設基盤の利用が必要不可欠であるところ、NTT東西殿は、あまねく電話の提供に伴い全国津々浦々に整備された線路敷設基盤を有効活用することにより、線路敷設基盤の新設や借り受けを要する他の小規模な事業者と比べて低コストかつ短期間で広範に光ファイバ敷設が可能であったことから、その結果として、現在FTTHサービスの自己設置事業者として唯一全国規模でエリア展開するとともに、7割を超える光ファイバ回線シェアを有する状況であると認識しております。
- 以上を踏まえると、ブロードバンドサービスの最終保障提供責務の観点においては、線路敷設基盤と光ファイバを分けて考えるべきではなく、光ファイバ敷設等のエリア展開における独自の優位性や、その優位性を背景とした市場支配力を有するNTT東西殿が、ブロードバンドサービスの提供主体としてその責務を担うべきと考えております。

問2 線路敷設基盤も公社時代からの資産であり、維持・発展等の責務をかけるのは賛成だが、電力事業者や鉄道事業者も電柱等は持っているため、その場合は電力事業者や鉄道事業者も含め全ての線路敷設基盤保有事業者も対象とするのも理屈の上では考えられるがどうか。

(回答)

- 弊社等の電力系事業者は基本的に電柱・管路等の設備を自社保有していないところ、上記同様、ブロードバンドサービスの最終保障提供責務はNTT東西殿が担うべきと考えます。なお、ブロードバンドサービスの提供主体でない他分野の事業者について、弊社は意見を申し上げる立場にないと思料しております。

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問3 NTTからは第2回のプレゼン資料13頁で、最も効率的に光を提供可能な事業者に対して行政が指名すべきというご提案があったが、効率的に光を提供可能な事業者として、隣接して提供している事業者を例示している。電気通信事業法25条2項では業務区域において正当な理由がなければ、ブロードバンドサービスの提供を拒めないとされているが、事業区域内に空白地域があり、隣接する事業者も敷設に踏み切れないという場合には、利用者から求められたら、自主的に光を提供する意向はあるのか。

(回答)

- 「最も効率的に光を提供可能な事業者に対して行政が指名すべき」とのNTT殿の提案に対しては、前提として、以下の通り、NTT東西殿以外の小規模な事業者に対して最終保障提供責務を課すことの合理性は乏しいと考えております。
 - 弊社が未整備地域に光ファイバを展開する場合、局舎の新設等を要するとともに、NTT東西殿と比べ局舎密度が低いことからケーブル敷設が長距離に及ぶものと想定され、整備・維持に係るコストがNTT東西殿よりも高額になることから、NTT東西殿以外の事業者が最も効率的に光を提供可能な事業者となる可能性は極めて低いこと
 - 市場支配的なNTT東西殿に対して非対称規制を課すことにより、複数事業者による現状の競争環境が成り立っている中、他の小規模な事業者にNTT東西殿と同様に責務を課すことは、公正競争を阻害するおそれがあること（次頁に続く）

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問3 NTTからは第2回のプレゼン資料13頁で、最も効率的に光を提供可能な事業者に対して行政が指名すべきというご提案があったが、効率的に光を提供可能な事業者として、隣接して提供している事業者を例示している。電気通信事業法25条2項では業務区域において正当な理由がなければ、ブロードバンドサービスの提供を拒めないとされているが、事業区域内に空白地域があり、隣接する事業者も敷設に踏み切れないという場合には、利用者から求められたら、自主的に光を提供する意向はあるのか。

(回答) <前頁の続き>

- また、地域ごとに最も効率的に光を提供可能な事業者を行政が指名する仕組みとすることは、指名する地域の粒度（県単位、市町村単位、町字単位等）にはよるものの、都度、各事業者が想定コストを算出し、行政が比較・評価の上、指名することになると想定され、事業者負担や行政コストが大きく、制度としての実現可能性や継続性は低いものと想定されます。
- 以上を踏まえ、行政の指名により、NTT東西殿以外の小規模な事業者に責務を課すことの合理性は乏しく、制度としての実現可能性や継続性も低いことに加え、ブロードバンド未整備地域の解消促進等を目指すユニバーサルサービス制度の本来の趣旨を踏まえると、小規模な事業者も含めた自主的なエリア展開が促進される制度設計を目指すべきであり、その上で、仮に制度を活用し自主的なエリア整備を図る事業者が存在しない場合は、当該地域の最終保障提供責務はNTT東西殿のみを対象とする仕組みにすべきであると考えております。
- なお、電気通信事業法の第25条に規定されている役務提供義務については、ユニバーサルサービス制度の適用有無に関わらず、「正当な理由」がない限り、サービス提供を拒んではならないものと理解しており、これまでも弊社として可能な限り対応してまいりました。
- 他方、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会最終取りまとめ（2022年2月2日）」において、「事業者の業務区域に含まれる区域であっても、当該区域について交付金による支援を受けていない場合は、個別のケースで採算性を著しく欠くことが役務提供を拒否する『正当な理由』となり得る」と示されている通り、弊社もそのような著しく不採算な地域や、サービス品質の確保が難しい地域については、サービスの継続が困難であり利用者への不利益につながるおそれがあることから、提供エリア外と整理し、サービスを提供していない状況でございます。
- 一方、弊社にて提供エリア内と整理している地域においては、利用者から求められた場合は引き続き積極的なサービス提供に取り組んでいく所存でございます。

ユニバーサルサービスの安定的かつ効率的な提供の確保の在り方について

問4 (他者設備を借りた方が経済的にコストが小さく、自前で整備するよりも小さい場合に、あくまで先方にとっても技術的に可能で空きがある状況においては必ず設備を借りられるということが担保できれば、ユニバーサルサービス提供のコストはトータルでは低くなるため、コストミニマムな方法になるというNTTの) 発言に対して、意見を伺いたい。

(回答)

- 基本的には、全国に線路敷設基盤を有するNTT東西殿は、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスの提供においても自己設置要件の維持を前提とすべきと考えております。仮に、NTT東西殿の未整備地域における他社設備の貸出を検討する場合は、小規模な事業者の事業運営に大きな影響を及ぼすことから、設備貸出を義務化すべきでなく、民民協議を前提として、既設設備のみを対象とすべきと考えております。この点、ユニバーサルサービスの低廉性確保等を理由とした貸出料金への規制や、保守・運用面での負担増等の懸念が解消されることが必要不可欠と考えます。

第4回会合における事後質問等への回答

STNetへの質問に対する回答

会合中の質問

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問1 オプテージの発表資料8頁で、NTT東西は線路敷設基盤を利用できる状況とあり、9頁はNTT東西だけにFTTHのラストリゾート責務を課すべきというご主張と承知しているが、光ファイバ自体はNTTがほぼ全て民営化後に自ら構築したものであるため、線路敷設基盤と、そこを通るFTTHの資産とは分けて考えるべきと思うがどうか。

(回答)

- ご指摘のように光ファイバー自体はNTTが民営化した後に敷設したものが大部分を占めると認識しています。
- 一方、線路敷設基盤は公社時代から構築してきたものの他に、電力会社や政府・公団などの公共団体、鉄道会社などが整備したものをNTT東西が利用しているものもあります。
- こうした点を踏まえると線路敷設基盤と光ファイバー（FTTH用以外の用途も含む）を分けて考えることに一定の合理性があると考えます。

問2 線路敷設基盤も公社時代からの資産であり、維持・発展等の責務をかけるのは賛成だが、電力事業者や鉄道事業者も電柱等は持っているため、その場合は電力事業者や鉄道事業者も含め全ての線路敷設基盤保有事業者も対象とするのも理屈の上では考えられるがどうか。

(回答)

- ご指摘のように「電力事業者や鉄道事業者も含めてすべての線路敷設基盤保有事業者を対象にする」という考え方もできると思います。
- しかしながらNTT東西が（公社時代を含めて）整備した線路敷設基盤は概ね電気通信事業のための設備ですが、電力事業者や鉄道事業者、政府・公団等が保有する線路敷設基盤は公益性はあるものの、それぞれの事業目的のために整備されたもので、他事業の用に供することを前提として設計・構築したのではないと認識しています。
- こうした設備は適切な公益上の要請に従って他の事業者を利用させることが望ましい場合においては「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に従って希望する事業者に開放することがルール化されており、現状では大きな問題なく運用されていると認識しています。
- このため、電気通信設備を整備することを目的とした維持・発展等の責務を電力事業者や鉄道事業者に対して同列に課することについては、慎重であるべきと考えます。

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問3 STNetの発表資料8頁で、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）に加え、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）も含めべきとした理由がわからなかった。通信の安定性についてどう考えるか。

(回答)

- ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）はモバイルの電波と共用することから多くの端末が接続されることにより通信が安定しないなどの課題があることは認識しております。
- しかしながら、弊社が固定ブロードバンドのユニバーサルサービスの論点としたFTTHが整備できないような山間部エリアを中心とした過疎地域においては、1の携帯基地局がカバーする領域における人口密度は低く、接続される端末数は限定的な場合が多いと想定され、通信の安定性は一定程度確保できるのではないかと考えます。
- こうした技術的な課題がクリアされるのであれば、利用可能なワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）もそのエリアでは補完的に使うことが国民経済的には適切ではないかと考えます。
- その際には実効速度等の何らかの品質基準を設けることも考えられます。

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問4 NTTからは第2回のプレゼン資料13頁で、最も効率的に光を提供可能な事業者に対して行政が指名すべきというご提案があったが、効率的に光を提供可能な事業者として、隣接して提供している事業者を例示している。電気通信事業法25条2項では業務区域において正当な理由がなければ、ブロードバンドサービスの提供を拒めないとされているが、事業区域内に空白地域があり、隣接する事業者も敷設に踏み切れないという場合には、利用者から求められたら、自主的に光を提供する意向はあるのか。

(回答)

- まず当社がFTTH事業を営んでいる区域（営業区域）においては、お客さまからお申し込みがあれば原則として契約を獲得（光を提供）します。
- ただし多額の追加投資が必要であるなど著しく不採算である場合には提供をお断りする場合があります。
- つまり、営業区域内の空白地帯において、利用者から求めに応じて提供することが著しく不採算である場合は、提供を拒む正当理由になりえると考えます。
- もし仮に極端に不採算な区域（あるいはその中で特定の申込者）において提供することを強られるようになれば、大都市圏を抱え内部相互補助が可能な大手事業者と違い、財務基盤が脆弱な中小事業者では、提供により生じる赤字はその業務区域全てのお客さまへ公平に転嫁せざるを得なくなり、結果として料金の値上げに繋がり低廉な料金での提供が困難となると考えます。

ユニバーサルサービスの安定的かつ効率的な提供の確保の在り方について

問5 (他者設備を借りた方が経済的にコストが小さく、自前で整備するよりも小さい場合に、あくまで先方にとっても技術的に可能で空きがある状況においては必ず設備を借りられるということが担保できれば、ユニバーサルサービス提供のコストはトータルでは低くなるため、コストミニマムな方法になるというNTTの) 発言に対して、意見を伺いたい。

(回答)

- NTT東西が他者設備をIRUなどで借り受ける場合において、
 - 民衆の協議に基づき賃借料設定を行う
 - 技術的に可能でかつ（将来合理的に予想される利用分も含めて）空き心線がある状況である場合に限り、合理的であると考えます。

第4回会合における事後質問等への回答

**日本ケーブルテレビ連盟への質問
に対する回答**

会合中の質問

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問1 オプテージの発表資料8頁で、NTT東西は線路敷設基盤を利用できる状況とあり、9頁はNTT東西だけにFTTHのラストリゾート責務を課すべきというご主張と承知しているが、光ファイバ自体はNTTがほぼ全て民営化後に自ら構築したものであるため、線路敷設基盤と、そこを通るFTTHの資産とは分けて考えるべきと思うがどうか。

(回答)

- 線路敷設基盤は独占時代に整備された資産であり、その上に光ファイバーが整備されたものとの理解です。結果的に光ファイバーの圧倒的なシェアを有するに至っていることから、光ファイバーについてもラストリゾート責務に該当させることが適切であると考えます。

問2 線路敷設基盤も公社時代からの資産であり、維持・発展等の責務をかけるのは賛成だが、電力事業者や鉄道事業者も電柱等は持っているため、その場合は電力事業者や鉄道事業者も含め全ての線路敷設基盤保有事業者も対象とするのも理屈の上では考えられるがどうか。

(回答)

- NTTの線路敷設基盤が独占時代に国民の施設負担金により整備されたものであることに対して、電力会社や鉄道事業者の電柱は、各事業者の業務収益の中で整備したものであるため、NTTと同じく維持・発展等の責務をかけることは難しいのではないかと考えます。

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問3 NTTからは第2回のプレゼン資料13頁で、最も効率的に光を提供可能な事業者に対して行政が指名すべきというご提案があったが、効率的に光を提供可能な事業者として、隣接して提供している事業者を例示している。電気通信事業法25条2項では業務区域において正当な理由がなければ、ブロードバンドサービスの提供を拒めないとされているが、事業区域内に空白地域があり、隣接する事業者も敷設に踏み切れないという場合には、利用者から求められたら、自主的に光を提供する意向はあるのか。

(回答)

- ケーブルテレビ事業者の場合、地域の自治体や商工会を主体とした事業者が多く、その単一自治体をエリアとする事業者が多いが、隣接の地域に出るといことは出資主体の受益者が異なることから課題が多いと考えます。
- また、全国事業者は都市部と地方の内部相互補助が期待できるが、ケーブルテレビ事業者の場合は内部相互補助が期待できません。
- ゆえに、費用負担と受益構造の面から難しいのではないかと考えます。

ユニバーサルサービスの安定的かつ効率的な提供の確保の在り方について

問4 (他者設備を借りた方が経済的にコストが小さく、自前で整備するよりも小さい場合に、あくまで先方にとっても技術的に可能で空きがある状況においては必ず設備を借りられるということが担保できれば、ユニバーサルサービス提供のコストはトータルでは低くなるため、コストミニマムな方法になるというNTTの) 発言に対して、意見を伺いたい。

(回答)

- 技術的に可能で空きがある状況においては貸すことは可能であるが、ケーブルテレビ事業者の場合は、地域性や事業者の規模の面から、保有するインフラは潤沢な状況ではない事業者が多いので、義務を課すということは困難ではないかと考えます。

第4回会合における事後質問等への回答

NTTへの質問に対する回答

会合中の質問

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問1 本日の3者のプレゼンでは、地域の小規模事業者と、線路敷設基盤を公社から継承しているNTT東西では求められる役割は異なるため、地域の小規模事業者には、NTT東西と同様の最終保障供給義務を提供すべきでないとの意見だった。英国でも、ユニバーサルサービス提供事業者の指定の際に、事業者のサービス提供地域や規模が考慮されているので論点になると思うが、NTTとしては、どう考えるか。

- 第2回ユニバーサルサービスワーキンググループの当社プレゼンでご説明したとおり、当社としては、各地域に最も適した方法で最も適した事業主体がユニバーサルサービス責務を担うよう、行政が適切な事業者を指名する仕組みとすべきと考えており、経営規模や経営の安定度の観点等、地域の小規模事業者への配慮については、行政が指名を行う際の運用上の観点として留意すること等により対応可能と考えています。

問2 NTT東西の光ファイバ（の契約数）は既に純減に転じたとのことで、その理由の一つが、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の普及であると指摘されている。NTT東西としては、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をユニバーサルサービスに含めたとき、光ファイバに代えてこちらを利用するものか。

- 現行のブロードバンドのユニバーサルサービス制度は世帯カバー率99.9%を目標にしていますが、当社としては、早期に世帯カバー率を100%に拡大し、すべての国民がブロードバンドサービスを利用可能となる真のユニバーサルサービスを確立することが重要と考えます。
- 残りの0.1%の未提供エリアについて、光とモバイルのいずれでカバーすべきかは、経済合理性等の観点も踏まえて検討すべきと考えます。
- サービス提供者については、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は既にMNOが提供しているサービスであり、NTT東西がMNOから卸受けをしてまで提供すべきかどうかは、効率性等の観点も含めて慎重な検討が必要と考えます。

ユニバーサルサービスの安定的かつ効率的な提供の確保の在り方について

問3 空き設備があったときには、民民の協議を前提に、既設設備を利用させることは検討可能という意見がプレゼンをした3者からあった。第2回のワーキンググループの中で、NTTは、資料2-2の13頁で、NTT東西は未光エリアにサービスを拡大するにあたり、他事業者の設備を活用可能な場合、当該事業者に対して、設備の貸出し義務を設定されたいとの主張をしていたが、今回のヒアリング対象各者の意見と開きがあるので、これについてNTTから意見を伺いたい。

- 第2回ユニバーサルサービスワーキンググループの当社プレゼンにおいて、「NTT東西が未光エリアにサービス拡大をする際、他事業者に設備の貸し出し義務を課すべき」としたのは、自前で設備を構築するよりも他事業者から設備を借りた方が低コストでサービスを提供できる場合に、当該他事業者の設備を技術的に活用可能で設備に一定の空きがあれば必ず借りられることが担保されれば、ユニバーサルサービスの提供コストが低く抑えられ、国民負担も軽減できるという発想によるものであり、上記貸し出し義務の条件が整うのであれば、料金規制や一定の条件をあらかじめ指定した義務づけまでを求めるものではありません。

第4回会合における事後質問等への回答

KDDIへの質問に対する回答

事後質問

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問1 モバイルを用いた通信手段の場合には、光ファイバ網によるオフロード対策が必須であり、また、モバイル事業者は主要なコラボ事業者として固定ブロードバンドとモバイルのセット販売・セット割引も行っている。ただ、この場合の携帯端末は個人利用を前提としていると考えられることから、固定地点での世帯利用を保障するサービスとしてモバイルサービス利用することについてどのようにお考えなのか伺いたい。

(回答)

- モビリティ手段である個人利用の携帯電話を、固定地点での世帯利用を保障するサービスとして使うことについてどう考えるかという問題提起と理解いたしました。
- モバイルの面的なエリアカバーは、人口カバー率（全国を500m四方に区切り、そのうち半分以上をカバーしていればエリアカバーとしては100%、半分未満であれば0%と見なす）を前提としており、全世帯をカバーしているわけではありません。
- したがって、全世帯をモバイルでカバーするためには、FTTHを全世帯でカバーすること以上に基地局向けの光回線及び基地局整備に係る追加投資が必要となり、コストミナムな観点から課題があると考えております。
- また、世帯におけるモバイル利用の多くは、セット販売で提供されている固定ブロードバンドによるオフロードと併用されております。
- 携帯端末は個人利用を前提としていることから、世帯単位でのユニバーサルサービス確保のためには、居住者数分の契約回線が必要となり、結果的に固定ブロードバンド以上の利用者負担となる課題があると考えます。

ユニバーサルサービスの安定的かつ効率的な提供の確保の在り方について

問2 今後の議論次第ではあるが、NTT東西の自己設置基準を緩め、モバイル各社から卸役務の提供を受けてワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を二号基礎的役務に追加することが制度上可能になった場合には、MNOとして協力する意思はあるか、伺いたい。

(回答)

- 光ファイバ整備が困難な0.1%のエリアについては、ローカル5GやMNOのモバイル網も含め最も効率的な通信手段で提供すれば良いと考えます。MNOのモバイル網を活用する際には、当社は自社のモバイル網をNTT東西に卸提供することも検討する考えです。
- なお、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）と比べ、通信の安定性を欠く懸念があることから、FTTH等の代替ではなくあくまで補完的な位置付けであると考えております。

第4回会合における事後質問等への回答

ソフトバンクへの質問に対する回答

事後質問

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問1 モバイルを用いた通信手段の場合には、光ファイバ網によるオフロード対策が必須であり、また、モバイル事業者は主要なコラボ事業者として固定ブロードバンドとモバイルのセット販売・セット割引も行っている。ただ、この場合の携帯端末は個人利用を前提としていると考えられることから、固定地点での世帯利用を保障するサービスとしてモバイルサービス利用することについてどのようにお考えなのか伺いたい。

(回答)

- モバイルは面的エリアカバーを目的としたサービス設計を行っているため、固定地点での利用を保障していないことに加え、不特定多数の接続による品質低下という課題もあります。
- 効率的な提供・技術中立性の観点から、固定地点での世帯利用を目的とした無線技術の活用を否定はしませんが、上記課題等を踏まえれば、固定地点での世帯利用を保障するサービスとしては有線に分があり、無線の活用は有線での提供が極めて不経済な地域に限られるべきと考えます。

ユニバーサルサービスの安定的かつ効率的な提供の確保の在り方について

問2 今後の議論次第ではあるが、NTT東西の自己設置基準を緩め、モバイル各社から卸役務の提供を受けてワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を二号基礎的役務に追加することが制度上可能になった場合には、MNOとして協力する意思はあるか、伺いたい。

(回答)

- 当社としても可能であれば協力する意思はありますが、制度設計次第と考えます。

第4回会合における事後質問等への回答

楽天モバイルへの質問に対する回答

事後質問

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問1 モバイルを用いた通信手段の場合には、光ファイバ網によるオフロード対策が必須であり、また、モバイル事業者は主要なコラボ事業者として固定ブロードバンドとモバイルのセット販売・セット割引も行っている。ただ、この場合の携帯端末は個人利用を前提としていると考えられることから、固定地点での世帯利用を保障するサービスとしてモバイルサービス利用することについてどのようにお考えなのか伺いたい。

(回答)

- モバイルを固定地点における世帯利用として使用すること自体は可能ですが、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）同様、設置先の推奨環境が限られていることから、固定地点における世帯利用を保障するサービスとしてモバイルを提供することは難しいと考えます。

(参考)

<Rakuten Turbo（当社が提供するワイヤレス固定ブロードバンド（共用型））における設置先の推奨環境>

- 窓際など、電波を受け取りやすい場所に設置できること
- Wi-Fiの電波と干渉する機器（電子レンジ、テレビなど）から離して設置できること
- 高層階（およそ16階以上）ではない場所に設置できること

ユニバーサルサービスの安定的かつ効率的な提供の確保の在り方について

問2 今後の議論次第ではあるが、NTT東西の自己設置基準を緩め、モバイル各社から卸役務の提供を受けてワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を二号基礎的役務に追加することが制度上可能になった場合には、MNOとして協力する意思はあるか、伺いたい。

(回答)

- 本件が制度上可能となり、かつNTT東西から当社に対して協力要請等があった場合においては、協力の可否に関する協議等に応じさせていただきます。

第5回会合における事後質問等 への回答

第5回会合における事後質問等への回答

JAIPAへの質問に対する回答

会合中の質問

ユニバーサルサービスに関する基本的な考え方について

問 JAIPAの資料5、6頁にある、非居住地域でも通信インフラが重要というのは同感であり、農林水産業でも通信インフラが使われているし、資料には国防のことも書いてある。これらについてもユニバーサルサービスとして保障が必要ということか、あるいは（あくまで）通信インフラが重要であるという趣旨なのか。

(回答)

- 非居住地域における通信インフラのニーズとしては、移動中の緊急通報やドローンの飛行、観光客の利用、農業等のIoTの利活用用途などが考えられ、固定ブロードバンドというよりは携帯網のカバーが重要と思われます。携帯の基地局には光回線が必要であることから、ユニバーサルアクセスとしての携帯基地局までの光回線の整備が求められると考えます。

第5回会合における事後質問等への回答

**テレコムサービス協会への質問
に対する回答**

会合中の質問

ユニバーサルサービスに関する基本的な考え方について

問 テレコムサービス協会の資料4頁で、中長期的には、モバイルサービスの拡大が国民に有益であり、将来的にユニバーサルサービスに入れていくべきという考えとのことだが、指標としては何があるか。モバイルの保有率は高いが、ユニバーサルサービスに位置付けるのはまだ早いという意見が多いが、どうか。

(回答)

- 2022年度末で、固定電話はメタル電話1469万回線、IP電話4569万回線のおよそ6000万回線であるのに対し、携帯電話は既に2.1億回線を超えており、音声通話が可能な回線に限ってもその回線数（1.84億、2022年度末の070/080/090番号の利用数）は固定電話を圧倒する。
- 保有率以外に、そのサービス内容においても、固定ブロードバンド回線でのPC等の端末を活用したネット利用（Web、ストリーミング等）に対し、スマートフォンでは、それらに加えて内蔵カメラやSNSを使ったリアルタイムの家族や知人とのコミュニケーションにおける活用や、近年ではマイナンバーカードの電子証明書がスマートフォンに搭載可能となり（ただし現状はAndroid一部機種）国民が広く行政サービスや高度な情報サービスを利活用するためのバーチャルな窓口としても重要度を増している。
- このような携帯電話の活用は、現時点ではPCによる固定ブロードバンドのインターネット利用や、役所の窓口における物理的な行政サービスにて代替可能であるとしても、特にユニバーサルサービス制度の恩恵を受けるルーラルエリアでも、そう遠くなく必要不可欠なサービスとして認識されることが想定される場所であるし、またそうでなくてはデジタル田園都市国家構想の描く「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現」というゴールに到達し得ないとも言える。
- デジタル田園都市国家構想はその期間を2023～2027年の5年としていることから、2027年を一つの区切りとしそこに向けて更に議論を深め、その後、2030年にかけて制度整備を進めていくべきではないか。

第5回会合における事後質問等への回答

NTTへの質問に対する回答

会合中の質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問1 ユニバーサルサービスWG第2回会合におけるNTTの発表資料の4頁については、MNOには、提供済エリアでの退出規制、未提供エリアでの最終保障提供責務を課すべきという理解でよいか。現状ではMNOには退出規制はかかっていないが、ワイヤレス固定電話を想定したときに、NTT東西がMNOによる協力を受けて、電話サービスを提供したときには、NTT東西に協力したMNOにも制約をかけるべきということか。

- MNOに対して、提供済エリアでの退出規制、未提供エリアでの最終保障提供責務を課すべきというのは、ご認識のとおりです。
- ワイヤレス固定電話の提供にあたっては、NTT東西が基地局を設置するのではなく、MNOに無線設備の活用をお願いすることになり、MNOの協力がなければNTT東西はサービス提供ができないため、継続的に協力いただける仕組みが担保されていることが必要と考えます。
- 加えて、当社としては、国民の利用実態や利用者利便を踏まえ、モバイルを軸としたユニバーサルサービス制度に見直し、利用者がモバイル（0A0番号）かワイヤレス固定電話等（0ABJ番号）のどちらかを選択可能としていくことが必要であり、MNOに対して、ワイヤレス固定電話の提供に向けた協力だけでなく、モバイルのあまねく提供責務を課することが必要と考えています。
- なお、第2回ユニバーサルサービスワーキンググループでの当社の提案内容であるMNOとNTT東西の双方があまねく責務を担うケースに加え、モバイルを軸とし、NTT東西がモバイルの未提供エリアにおいて最終保障提供責務を担うケース等についてもコスト試算を行い、別途（第6回ユニバーサルサービスワーキンググループ）お示しする考えです。

問2 あまねく提供責務と最終保障提供責務の違いは、他事業者の提供エリアで、お客様がNTTのサービスを要望した場合は、あまねく提供責務の場合、NTTは対応する必要がある、最終保障提供責務の場合、他社サービスを使うように言うことができる。そう考えたとき、ユニバーサルサービスWG第2回会合におけるNTTの発表資料の4頁は未提供エリアも最終保障提供義務を課すというような記載になっており、あまねく提供責務という言葉を使っているため、その意図を補足説明してほしい。あまねく提供責務という言葉を使わないことで、責務を免れると考えているのか。この記載では、モバイルも含まれているのでそこも含めて説明してほしい。

- 当社としては、国民の利用実態や利用者利便を踏まえ、モバイルを軸としたユニバーサルサービス制度に見直し、利用者がモバイル（0A0番号）かワイヤレス固定電話等（0ABJ番号）のどちらかを選択可能となるようにすべきと考えています。
- なお、「提供済エリアにおける退出規制」のみ課される事業者を想定した表記を行っていますが、「提供済エリアにおける退出規制」および「未提供エリアにおける最終保障提供責務」が課された場合は、「あまねく提供責務」と同義になると考えます。第2回ユニバーサルサービスワーキンググループでの当社の提案内容であるMNOとNTT東西の双方があまねく責務を担うケースに加え、モバイルを軸とし、NTT東西がモバイルの未提供エリアにおいて最終保障提供責務を担うケース等についてもコスト試算を行い、別途（第6回ユニバーサルサービスワーキンググループ）お示しする考えです。

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問3 (NTT東西において、) ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)では、モバイル網を活用するので、モバイル事業者の協力が
必要だが、課題になることがあれば教えて欲しい。

- 当社としては、デジタル田園都市国家構想で掲げる光ファイバの世帯カバー率99.9%を実現したうえで、早期にブロードバンドの世帯カバー率を100%に拡大していくことが重要と考えており、残り0.1%の未提供エリアについて、光とモバイルのいずれでカバーすべきかは、経済合理性等の観点も踏まえて検討していくことが必要と考えます。
- サービス提供者については、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は既にMNOが提供しているサービスであり、NTT東西がMNOから卸受けをしてまで提供すべきかどうかは、効率性等の観点も含めて慎重な検討が必要と考えます。

第5回会合における事後質問等への回答

KDDIへの質問に対する回答

会合中の質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問 NTT東西がワイヤレス固定電話を提供する場合、モバイル事業者は協力するのか。

(回答)

- NTT東西が他者設備（MNOのモバイル網）を活用してワイヤレス固定電話を提供する場合には、当社はNTT東西に対しモバイル網を卸提供することを検討する所存です。
- ただし、提供にあたっては、NTT東西による公募条件（提供エリア、品質要件、緊急通報等の各種機能の具備等）や、当社ネットワーク設備の改修要否、コスト効率性、エリア整備による利用者利便の向上、当社ネットワークへの影響等を総合的に考慮し判断いたします。
- なお、ワイヤレス固定電話の提供にあたっては、自治体等が提供する通報機能を備えた通信機器（あんしん電話等）や、セキュリティー会社が提供する「緊急通報サービス」等の固定電話を利用して提供されている付随サービスは、ワイヤレス固定電話では利用できず、利用できなくなった場合の影響が大きいことから、NTT東西から利用者に対して十分な説明を行うことが適当と考えます。
- また、当社の「メタルプラス電話」のサービス提供終了にあたって、移行先サービスとして「ホームプラス電話」を推奨しましたが、のお客様にワイヤレスでのサービス提供を許容いただけませんでした。仮に当社の「ホームプラス電話」をNTT東西のワイヤレス固定電話として提供を検討する場合は、ホームプラス電話への移行を選択されなかったお客様の大半が、緊急通報サービス・ガス検診サービスの利用ができないことや、無線利用に不安がある方など、無線を活用したサービスについて否定的に捉えていたことにも留意が必要と考えます。

構成員限り

第5回会合における事後質問等への回答

ソフトバンクへの質問に対する回答

会合中の質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問 NTT東西がワイヤレス固定電話を提供する場合、モバイル事業者は協力するのか。

(回答)

- 当社としても可能であれば協力する意思はありますが、条件（制度設計の内容や公募される提供地域や提供サービスの要件）次第であると考えます。

第5回会合における事後質問等への回答

楽天モバイルへの質問に対する回答

会合中の質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問 NTT東西がワイヤレス固定電話を提供する場合、モバイル事業者は協力するのか。

(回答)

- NTT東西から当社に対して協力要請等があった場合においては、協力の可否に関する協議等に応じさせていただきます。

第5回会合における事後質問等への回答

林構成員への質問に対する回答

会合中の質問

ユニバーサルサービスに関する基本的な考え方について

問 林構成員の資料 6 頁に、MNOはNTT東西に協力する義務を課するのが適切とあるが、義務についてももう少し具体的に教えていただきたい。

(回答)

- NTT東西とMNOとの間での民衆の協議を前提とした上で、他方で、MNOがユニバーサルサービスの提供に協力しないという姿勢では困ることから、努力義務といった形も視野に、NTT東西の義務と対応するようにMNOに対しても協力を促すための何らかの義務ないし責務を課することが適切だと考えています。またこれについて当事者間で協議が整わないとき、または紛争が生じた場合には、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度の利用可能性を含め、総務省による紛争解決手続の導入を検討すべきだと考えます。

事後質問

ユニバーサルサービスに関する基本的な考え方について

問 利用者の観点を重視し、国民的なコンセンサスを得ることが大切というご主張には賛同いたします。であるなら、世帯保有率が圧倒的に高く緊急時にも非常時にも使われているモバイルを対象としたほうが利用者の利益にかなうと思われそうですが、違いますでしょうか。また、固定電話だけでは（とくに若い世代には）時代遅れの制度と映り、国民的なコンセンサスを得るのは難しいと思われそうですが、いかがでしょうか？

(回答)

- モバイルをユニバーサルサービスに位置づけることは、その利用実態、普及状況だけで判断するのではなく、まずは国民が納得できる政策目的や理念が示される必要があると考えます。
- また、モバイルは、非居住地も含めた移動範囲における個人の利用を保障するため、交付金の肥大化、国民負担の増加が懸念される場所、その負担が最終的に国民に受容されるかどうかはわからず、慎重に検討すべきと考えます。
- ナショナルミニマムの確保という観点では、現時点において、モバイルは縮退のおそれがないものの、地理的識別性のある0ABJ番号の電話は法人等のニーズも高く、社会インフラとして重要性は残っており、これを維持することは不合理とまでは言えないと思われま
- す。
- しかし、ご指摘のとおり、将来的に社会ニーズや技術革新等を踏まえ、モバイルをユニバーサルサービスとして維持する社会的要請がある場合は、これを議論することについて否定するものではありません。
- いずれにせよ、この問題を事業者間の利害対立の構図の中だけで議論するのではなく、ユニバーサルサービスとしてのあるべき理念や将来像について広く国民に意見を求め、提案される制度変更がはたして利用者利益の増進に真につながるのかどうかについて、エビデンスに基づいて議論すべきだと考えます。